

## 第7章 帰宅困難者対策

### 【本章における対策の基本的な考え方】

#### **帰宅困難者支援の強化と一斉帰宅抑制の推進**

震災時における多くの帰宅困難者の発生に備え、学校や保育園等における児童等の安全を確保するための対策や、駅周辺の混乱が生じないための対策が必要である。

また、事業所等における一斉帰宅抑制の推進、安全な帰宅を実現するための仕組みや関係機関との連携強化を図る。

## 第7章 帰宅困難者対策

### 現在の到達状況と課題

- 震災時に児童等の安全を確保するため、都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針などに基づき、備蓄物資の充実や安全確保対策のマニュアル化を推進する必要がある。
- 市本部との連絡体制の強化及び保護者との連絡手段の周知を図る必要がある。
- 帰宅困難者の抑制のため、都帰宅困難者対策条例を周知徹底する必要がある。
- 施設内待機計画の策定や非常食料等の備蓄等、事業所による一斉帰宅抑制の取組を促進する必要がある。
- 帰宅困難者への支援強化のため、的確な情報提供手段を確立する必要がある。
- 外出者・家族との安否確認手段の普及・啓発を推進していく必要がある。
- 帰宅困難者の安全を確保するため、公共施設の一部を一時滞在施設に指定するとともに、民間団体との協定を締結している。
- 一時滞在施設での感染症拡大防止の観点から、施設内での感染症対策を推進する必要がある。
- 原則として三鷹駅が対応するとしている駅利用者の市の対応について、実働及び図上訓練を実施している。
- 鉄道に代わる代替輸送手段の確保が必要である。
- 都等が実施する災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者支援に協力していく必要がある。

### 具体的な取組

#### 《予防対策》

##### 都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- 都帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 学校における児童・生徒等の保護対策の強化
- 保育園等における園児・児童等の保護対策の強化
- 学校及び保育園等と市との情報連絡体制の強化
- 災害時情報連絡体制の確保

##### 帰宅困難者への情報通信体制整備

- 駅周辺滞留者への情報提供

##### 一時滞在施設の確保

- 一時滞在施設の確保

##### 帰宅支援のための体制整備

- 帰宅支援のための体制整備

### 対策の方向性と目標

- ◆都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針などに基づき、児童等が学校・保育園等に留まることができるよう備蓄物資の充実を図る。
- ◆震災時、学校や保育園等においては、児童等の保護者への引き渡しを原則とした児童等の安全保護対策の構築とマニュアル化を推進する。
- ◆市本部との連絡体制の強化及び児童等の保護者との連絡手段の周知を図る。
- ◆都帰宅困難者対策条例の周知徹底に努めるとともに、事業者は施設内待機計画を策定し、帰宅抑制に必要な非常食料等の備蓄を行う。
- ◆帰宅抑制について、従業員等に対する周知に努める。
- ◆駅周辺の帰宅困難者への情報提供手段を確立するとともに、外出者・家族との安否確認手段の普及・啓発を推進する。
- ◆京王線仙川駅及びつつじヶ丘駅の対応について、京王電鉄及び調布市と検討を行う。
- ◆帰宅困難者一時滞在施設については、避難所と異なる施設（三鷹ネットワーク大学、三鷹産業プラザ、消費者活動センター、芸術文化センター、井の頭コミュニティ・センター（避難所として使用しない場合に限る。）、メッセ三鷹ビル及び創価学会三鷹平和会館）を指定するとともに、帰宅困難者用の物資の確保に努める。
- ◆鉄道に代わる代替輸送手段の確保に取り組む。
- ◆都等が実施する災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者支援への協力に努める。

### ～被害想定（多摩東部直下地震）～

| 被害項目 | 想定される被害      | 被害項目   | 想定される被害     |
|------|--------------|--------|-------------|
| 滞留者数 | 最大 154,704 人 | 帰宅困難者数 | 最大 18,069 人 |

### 具体的な取組

#### 《応急・復旧対策》

##### 市における帰宅困難者対策

- 帰宅困難者対策の実施
- 学校における児童・生徒の保護
- 保育園等における園児・児童等の保護

##### 事業所等における帰宅困難者対策

- 事業所への情報提供

##### 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

- 利用可能な交通機関・代替輸送への誘導

##### 徒歩帰宅者の支援

- 徒歩帰宅者の支援

## 第1節 現在の到達状況と課題

---

### 1. 都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

---

- 震災時に児童等の安全を確保するため、都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針などに基づき、備蓄物資の充実や安全確保対策のマニュアル化を推進する必要がある。
- 市本部との連絡体制の強化及び保護者との連絡手段の周知を図る必要がある。
- 帰宅困難者の抑制のため、都帰宅困難者対策条例を周知徹底する必要がある。
- 施設内待機計画の策定や非常食料等の備蓄等、事業所による一斉帰宅抑制の取組を促進する必要がある。

### 2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

---

- 帰宅困難者への支援強化のため、的確な情報提供手段を確立する必要がある。
- 外出者・家族との安否確認手段の普及・啓発を推進していく必要がある。

### 3. 一時滞在施設の確保

---

- 帰宅困難者の安全を確保するため、公共施設の一部を一時滞在施設に指定するとともに、民間団体との協定を締結している。
- 一時滞在施設での感染症拡大防止の観点から、施設内での感染症対策を推進する必要がある。
- 原則として三鷹駅が対応するとしている駅利用者の市の対応について、実働及び図上訓練を実施している。

### 4. 帰宅支援のための体制整備

---

- 鉄道に代わる代替輸送手段の確保が必要である。
- 都等が実施する災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者支援に協力していく必要がある。

## 第2節 対策の方向性と目標

### 1. 都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

#### 【学校・保育園等における児童・園児等の対策】

- ◆都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針などに基づき、児童等が学校・保育園等に留まることができるよう備蓄物資の充実を図る。
- ◆震災時、学校や保育園等においては、児童等の保護者への引き渡しを原則とした児童等の安全保護対策の構築とマニュアル化を推進する。
- ◆市本部との連絡体制の強化及び児童等の保護者との連絡手段の周知を図る。

#### 【事業所の従業員等の帰宅抑制対策】

- ◆都帰宅困難者対策条例の周知徹底に努めるとともに、事業者は施設内待機計画を策定し、帰宅抑制に必要な非常食料等の備蓄を行う。
- ◆帰宅抑制について、従業員等に対する周知に努める。

### 2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

- ◆駅周辺の帰宅困難者への情報提供手段を確立するとともに、外出者・家族との安否確認手段の普及・啓発を推進する。
- ◆京王線仙川駅及びつつじヶ丘駅の対応について、京王電鉄及び調布市と検討を行う。

### 3. 一時滞在施設の確保

- ◆帰宅困難者一時滞在施設については、避難所と異なる施設（三鷹ネットワーク大学、三鷹産業プラザ、消費者活動センター、芸術文化センター、井の頭コミュニティ・センター（避難所として使用しない場合に限る。）、メッセ三鷹ビル及び創価学会三鷹平和会館）を指定するとともに、帰宅困難者用の物資の確保に努める。
- ◆一時滞在施設における感染症拡大防止の観点から、一時滞在施設での感染症対策を推進するとともに、必要な物資の確保や運営方法の見直しを行う。

### 4. 支援のための体制整備

- ◆鉄道に代わる代替輸送手段の確保に取り組む。
- ◆都等が実施する災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者支援への協力に努める。

## 第3節 具体的な取組

### 第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
- 2 帰宅困難者への情報通信体制整備
- 3 一時滞在施設の確保
- 4 帰宅支援のための体制整備

#### 1. 都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

##### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都帰宅困難者対策条例の周知徹底</li> <li>○学校における児童・生徒等の保護対策の強化</li> <li>○保育園等における園児・児童等の保護対策の強化</li> <li>○学校及び保育園等と市との情報連絡体制の強化</li> <li>○災害時情報連絡体制の確保</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| 市民・地域               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外出時の発災に備えた必要な準備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 東京消防庁               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所轄の消防署による駅前滞留者対策協議会等への指導・助言</li> <li>○事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 都総務局                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発</li> <li>○国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置</li> <li>○「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化</li> <li>○各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する帰宅困難者対策フォーラムの開催</li> <li>○駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施</li> </ul> |
| 都教育庁、都生活文化スポーツ局、学校等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等の安全確保のための体制整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 都産業労働局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業の事業継続計画策定を支援</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 都都市整備局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進</li> <li>○発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| 警視庁                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して助言</li> <li>○駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施</li> <li>○地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |

|                         |                                                                                                                                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所 | ○事業所防災リーダーの普及啓発への協力<br>○団体及び会員企業向け啓発や対策の実施<br>○団体における連携協力体制の整備                                                                  |
| 事業者                     | ○事業所防災リーダーへの登録<br>○企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保<br>○外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討<br>○企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知 |
| 集客施設及び駅の事業者             | ○集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保<br>○集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進                                                 |

## 1-2. 詳細な取組内容

### (1) 都帰宅困難者対策条例の周知徹底(総務部)

都及び市は、都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

### (2) 学校における児童・生徒等の保護対策の強化(教育委員会)

児童・生徒等が在校中に災害が発生した場合の、安全確保に関する手順や保護者等との連絡体制について、マニュアル等によりあらかじめ定め、関係者に周知徹底する。

市本部との連絡方法を確保し、MCA無線等の操作方法を定期通信訓練の実施等により理解しておく。

各学校が災害用伝言ダイヤル等を有効に活用し、学校で児童等を安全に保護していることを保護者に伝えることにより、保護者が安心して帰宅を抑制できるよう保護者への周知を行っておく。

学校内の防災設備や備蓄品について、災害時に活用できるよう、避難所運営連絡会の活動等を通じ、防災施設設備の鍵や災害対策用備蓄倉庫の場所と内容等を把握・確認しておく。

都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針等に基づく保護者の帰宅困難を想定して、各学校において、帰宅できない児童等のために非常食と飲料水（ペットボトル）をはじめとする備蓄を行う。

登下校途中で発災した場合の児童等の安全対策及び保護対策、校外学習等で児童等が校外に出掛けている際に発災した場合の連絡方法や対応手順等について、あらかじめ取り決めておく。

### (3) 保育園等における園児・児童等の保護対策の強化(子ども政策部)

#### ① 保育園における園児・児童等の保護対策の強化

発災後の園児の安全確保とともに、園児を保護者に引き渡すまでの手順や保護者等との連絡体制などを「三鷹市立保育園危機管理マニュアル」の中で定め、関係者に周知徹底する。

各保育園が連絡メールシステムや災害用伝言ダイヤル等を有効に活用し、保育園で園児を安全に保護していることを保護者に伝えることにより、保護者が安心して帰宅を抑制できるよう保護者への周知を行っておく。

各園において、保護者の帰宅困難を想定して、帰宅できなくなった園児のための非常食と飲料水（ペットボトル）等の備蓄を行う。

## ②学童保育所、地域子どもクラブ等における乳幼児・児童等の保護対策の強化

学童保育所や地域子どもクラブで育成又は活動等を行っている時に発災した場合の、児童等の安全確保、保護対策、保護者への引き渡し等について、各小学校及び学童保育所等の運営者と十分に協議を行い、マニュアル等によりあらかじめ定め、保護者にも周知徹底を図っておく。

学童保育所等から帰宅途中に発災した場合の児童等の安全対策及び保護対策について、あらかじめ取り決めておく。

小学校から離れた場所に設置されている学童保育所については、小学校との情報の連絡及び共有を図るための方法を定めておく。

## （4）学校及び保育園等との情報連絡体制の強化（総務部、子ども政策部、教育委員会）

発災後の各施設の状況や対策を的確に把握するため、情報連絡手段としてMCA無線の配備を拡充するとともに、無線通信訓練を定期的実施し、情報連絡体制の強化を図る。

## （5）災害時情報連絡体制の確保（子ども政策部、教育委員会）

保護者等との連絡体制について、災害用伝言ダイヤル等を活用した連絡方法を定め周知するとともに、携帯メールの活用等、災害時に活用する情報連絡方法をあらかじめ取り決め、体制を確保する。

## 2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名   | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | ○駅周辺滞留者への情報提供                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 都総務局  | ○帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用<br>○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドラインの作成<br>○都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営<br>○都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用のW i - F i 及び災害時公衆電話（特設公衆電話）を整備。また、スマートフォン充電用の蓄電池を配備<br>○民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施<br>○一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進<br>○電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布 |
| 警視庁   | ○適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 通信事業者 | ○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備<br>○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施                                                                                                                                                                                                                                     |

## 2-2. 詳細な取組内容

### (1) 駅周辺滞留者への情報提供(総務部)

#### ① JR三鷹駅及び武蔵野市との連携

J R 東日本利用者への情報提供については、J R 三鷹駅が、駅構内の設備を利用して対応し、駅周辺の滞留者へは、J R 三鷹駅、三鷹市及び武蔵野市が連携して対応する。これらに必要な駅周辺の滞留者への情報提供等の連携方策についてあらかじめ取り決めておく。

#### ② 京王電鉄との連携

京王井の頭線三鷹台駅利用者への情報提供については、京王電鉄が、駅構内の設備を利用して対応し、駅周辺（三鷹市域）の滞留者へは、三鷹市が対応する。これらに必要な駅周辺の滞留者への情報提供等の連携方策についてあらかじめ取り決めておく。また、京王線仙川駅及びつつじヶ丘駅の対応について、京王電鉄及び調布市と検討を行う。

#### ③ 情報収集

鉄道以外の交通手段（バスやタクシーなど）の運行状況及び復旧の見込み等の情報の収集手段をあらかじめ決めておく。

#### ④ 安否確認手段の普及・啓発

個人の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル及び各携帯電話事業者が開設する災害用伝言板等の普及・啓発を図る。

#### ⑤ 外国人観光客等への情報提供

三鷹駅周辺に発生した滞留者のうち、外国人観光客等に対して適切な情報提供等の支援を実施するために、M I S H O P 及びみたか都市観光協会等と連携について取り決めておく。

## 3. 一時滞在施設の確保

### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名         | 内容                                                                                                                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市           | ○一時滞在施設の確保                                                                                                                                                     |
| 都総務局        | ○都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知<br>○国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施<br>○民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施 |
| 都主税局        | ○民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施                                                                                                                              |
| 都総務局、都都市整備局 | ○都市開発の機会を捉え、一時滞在施設の整備を推進                                                                                                                                       |
| 都下水道局       | ○ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進                                                                                                              |
| 事業者団体       | ○加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼                                                                                                                                      |
| 事業者、学校等     | ○事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。<br>○帰宅困難者の受入にできる限り協力                                                                           |

|             |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時滞在施設となる施設 | <p>○行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備</p> <p>○事業所防災リーダーへの登録</p>                                                                                                                                                                           |
| 国、都総務局、区市町村 | <p>○都民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発</p> <p>○一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知</p> <p>○一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理</p> <p>○民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化</p> |

### 3-2. 詳細な取組内容

#### (1)一時滞在施設の確保(総務部)

市は、帰宅困難者支援拠点となる一時滞在施設を指定する。

##### 【指定施設】

| 種類     | 施設                                                                                                                    |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時滞在施設 | <p>三鷹ネットワーク大学、三鷹産業プラザ、三鷹市消費者活動センター（三鷹駅前地区公会堂）、三鷹市芸術文化センター、メッセ三鷹ビル、創価学会三鷹平和会館、井の頭コミュニティ・センター※</p> <p>三鷹中等教育学校（都指定）</p> |

※避難所として使用しない場合に限る。

市は、一時滞在施設の開設に向けた必要物品を可能な限り各施設内に備蓄する。また、鉄道事業者、交通機関及び指定施設等と連携した帰宅困難者対応訓練を実施する。

## 4. 帰宅支援のための体制整備

### 4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名         | 内容                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市           | ○帰宅支援のための体制整備                                                                                                                                                                                           |
| 国、都総務局、区市町村 | ○鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの前策定について住民・事業者へ周知                                                                                                                                                         |
| 都総務局、区市町村   | <p>○帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、住民・事業者へ周知</p> <p>○災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、住民・事業者へ周知</p> <p>○帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備</p>                                                                                          |
| 都総務局        | <p>○全都立学校（島しょを除く。）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保</p> <p>○災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布</p> <p>○沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討</p> <p>○帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰</p> |

|        |                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備</p> <p>○災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置</p>                                  |
| 通信事業者  | <p>○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備</p> <p>○災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施</p>                 |
| 事業者、学校 | <p>○混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定</p> <p>○災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発</p> <p>○協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備</p> <p>○帰宅ルールを策定</p> |

## 4-2. 詳細な取組内容

### （1）帰宅支援のための体制整備（総務部）

#### ①帰宅支援体制の整備及び周知

市は、都が実施する帰宅困難者等への情報提供のための支援体制を整える。また、都が実施する災害時帰宅支援ステーション等の帰宅支援体制について市民・事業者に周知する。

#### ②市民等への啓発

市は、都、防災機関及び経済団体と連携して、市民や事業者に対して、都帰宅困難者対策条例の周知徹底を図る。また、都が実施する帰宅困難者等への情報提供のための支援体制を整える。市は、広報紙等各種の手段により、次の内容について必要な啓発を図る。

- ア 社会秩序としての「行動ルール」
- イ 帰宅抑制対策や徒歩帰宅に必要な装備等
- ウ 家族との連絡手段の確保
- エ 徒歩帰宅経路の確認等

## 第2 応急・復旧対策

### 《対策一覧》

- 1 市における帰宅困難者対策
- 2 事業所等における帰宅困難者対策
- 3 徒歩帰宅者の代替輸送
- 4 徒歩帰宅者の支援

## 1. 市における帰宅困難者対策

### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                                | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（指令情報班、子育て支援班、避難支援班、学校避難所班、道路交通班） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅困難者対策の実施</li> <li>○学校における児童・生徒の保護</li> <li>○保育園等における園児・児童等の保護</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| 東京消防庁                              | ○所管の消防署は、区市町村等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施                                                                                                                                                                                                                                              |
| 都総務局                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置</li> <li>○都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断</li> <li>○都立一時滞在施設に開設要請</li> <li>○一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞り者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施</li> <li>○報道機関や通信事業者等と連携協力して、事務局が必要な情報を得られる仕組みを構築</li> </ul> |
| 国、交通事業者                            | ○公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 警視庁                                | ○所管の警察署は、区市町村等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 通信事業者                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供</li> <li>○災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
| 鉄道事業者                              | ○駅利用者への情報提供                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 集客施設及び駅等の事業者                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○集客施設及び駅等において、利用者を保護</li> <li>○駅前滞り者を一時滞在施設へ安全に案内又は誘導</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| 一時滞在施設となる施設                        | ○施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 報道機関                               | ○行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者を提供                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事業者等                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供</li> <li>○関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                   |

## 1-2. 詳細な取組内容

### (1) 帰宅困難者対策の実施(指令情報班、避難支援班、道路交通班)

#### ① 駅周辺の混乱防止対策の実施

- ア 駅構内の乗降客や駅前の滞留者等に対し、電車やバスの最新の運行情報について、繰り返し情報を提供する。
- イ 駅構内で帰宅困難者を収容しきれない場合や危険が伴うと判断した場合は、JR三鷹駅は、市本部と連携し、三鷹駅南口ロータリー東側「緑の小広場」を一時待機場所として誘導する。京王井の頭線三鷹台駅は、市本部と連携し、「三鷹台駅前広場」を一時待機場所として誘導する。
- ウ 交通機関が途絶している中、徒歩等で無理に帰宅させることは、余震などによる二次災害のおそれもあることから、市本部は、鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体と連絡を取りながら、指定された施設に一時滞在施設を開設し、帰宅可能になるまでの間、帰宅困難者を収容する。
- なお、帰宅困難者の一時滞在施設への収容に当たっては、要配慮者の受入れ施設の選定等も配慮する。
- (ア) 一時滞在施設の開設及び運営については、避難支援班及び各施設において実施することとし、収容された帰宅困難者（以下「一時滞在者」という。）にも可能な限り運営への協力を求める。
- (イ) 一時滞在者用物資等については、各施設の市の備蓄物資等を活用するとともに、不足する場合には市備蓄倉庫等から調達する。
- エ 各施設における一時滞在者に対して、交通機関の運行再開情報、帰宅可能地域、帰宅ルート等の情報を提供する。また、一時滞在者のうち外国人観光客等に対しては、MISHOP及びみたか都市観光協会等と連携し、可能な限り多言語ややさしい日本語による情報提供を実施する。
- オ 駅周辺に多くの帰宅困難者が発生し、混乱が生じた場合、必要に応じて、警察署、消防署、鉄道事業者、関係自治体、駅周辺事業者等と対策を検討する。

### (2) 学校における児童・生徒の保護(学校避難所班)

児童等の安全確保のため、下校等させることで児童等の被災が予想され、かつ、保護者が帰宅困難等となることが予想される場合には、保護者に引き渡すまで各学校で児童等を預かることを原則とする。

学校は、児童等を安全に保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童等の安否等について、災害用伝言ダイヤル等、事前に定めている手段により保護者へ連絡する。また、下校中の児童等が発災により学校に戻った場合や、地域子どもクラブ活動中及び部活動中の児童等が校内にいる場合は、当該学校において保護し、上記の対応を行う。

### (3) 保育園等における園児・児童等の保護(子育て支援班)

発災時は、保育園危機管理マニュアル及び学童保育所災害時行動マニュアルに従って、園児・児童等の安全を確保する。

保育園及び学童保育所は、園児・児童等を安全に保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。  
園児・児童等の安否等について、災害用伝言ダイヤル等、事前に定めてある手段により保護者へ連絡し、引き取りにきた保護者に引き渡す。

## 2. 事業所等における帰宅困難者対策

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                     | 内容                                                                                                             |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（指令情報班、避難支援班）          | ○事業所への情報提供                                                                                                     |
| 都総務局                    | ○事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供<br>○事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請<br>○事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底 |
| 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所 | ○加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請                                                                                        |
| 事業者                     | ○従業員等を施設内に一定期間待機                                                                                               |
| 学校等                     | ○児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡                                                                                             |
| 国、都総務局、区市町村             | ○報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築                                                                       |

### 2-2. 詳細な取組内容

#### （1）事業所への情報提供（情報指令班、避難支援班）

市は、都や交通事業者などからの情報に基づき、事業所が必要な情報を得られるように周知に努める。

## 3. 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名            | 内容                                                                                                     |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（指令情報班、避難支援班） | ○利用可能な交通機関・代替輸送への誘導                                                                                    |
| 事業者等           | ○従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意<br>○事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知         |
| 国、都総務局、区市町村    | ○都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知<br>○報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知 |
| 都総務局           | ○事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供<br>○都内の交通事業者からの情報の集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、                                      |

|                           |                                                                                               |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | 都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、一時滞在施設に提供                                            |
| 関東運輸局                     | ○所管区域の総合的な交通情報の集約・提供                                                                          |
| 鉄道事業者                     | ○折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供<br>○発災後、早期に運転を再開                                      |
| バス事業者                     | ○運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供                                                           |
| 報道機関                      | ○行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者提供                                                                 |
| 国、都総務局、都建設局<br>都港湾局、都交通局等 | ○国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施<br>○バスによる代替輸送手段を確保 |
| 関東運輸局                     | ○代替交通の許可等を速やかに実施                                                                              |
| バス事業者                     | ○バス等による代替輸送手段を確保                                                                              |

### 3-2. 詳細な取組内容

#### (1) 利用可能な交通機関・代替輸送への誘導(指令情報班、避難支援班)

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者等を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

## 4. 徒歩帰宅者の支援

### 4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                    | 内容                                                                                                                  |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（学校避難所班、子育て支援班、避難支援班） | ○徒歩帰宅者の支援                                                                                                           |
| 都総務局                   | ○事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供<br>○交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供<br>○災害時帰宅支援ステーションに指定された都府県施設における支援を実施       |
| 警視庁                    | ○交通規制資機材を活用した誘導経路の確保等を実施<br>○避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供                                                      |
| 日赤東京都支部                | ○赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供                                                   |
| 事業者、学校                 | ○帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始<br>○災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援 |

## 4-2. 詳細な取組内容

### （1）徒歩帰宅者の支援（避難支援班）

帰宅困難者が帰宅する際は、交通機関の輸送力には限界があることから、帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促す。

市は、市内を通過する徒歩帰宅困難者に対して、都が定める帰宅支援ステーションや日赤東京都支部が設置する赤十字エイドステーション等への誘導や市内の交通機関の情報提供等、徒歩帰宅者への支援を行う。

## 第8章 避難者対策

### 【本章における対策の基本的な考え方】

#### **避難者対策の強化**

市民の避難に備え、事前に十分な避難場所や避難所を指定し、避難体制を整備しておく必要がある。また、避難所の生活環境の向上を図り、多様なニーズに応えるための備蓄物資の拡充などにより、被災者支援対策を強化する。

要配慮者支援対策の強化のため、福祉避難所の拡充を図り、直接避難を可能とする協定の締結を推進する。

更に、自宅等で避難生活を送る在宅避難を促進するとともに、在宅避難者への支援を拡充させていく。

## 第8章 避難者対策

### 現在の到達状況と課題

- 要支援者が安全かつ迅速に避難できるようにするため、災害時の避難支援体制の充実を図る必要がある。
- 市民が自宅や周囲で被災を免れた際には、自宅での生活を継続できるよう、自助の防災力を高め、在宅避難者を増やすとともに、災害時在宅生活支援施設の拡充及び施設運営の支援者の確保を進める必要がある。
- 学校の校庭や大規模な公園に加え、協定締結による大学の敷地や災害時協力農地等を避難場所として確保する取組を進めている。
- 一般の避難所での生活が困難な方に対して開設が必要となる福祉避難所の拡充が必要であり、直接避難を可能とする福祉避難所の協定締結を進めている。
- 各避難所の運営マニュアルを策定し、避難所運営連絡会の開催、避難所開設運営訓練等を実施し、避難所の管理運営体制の整備に取り組んでいる。

### 具体的な取組

#### 《予防対策》

##### 避難体制の整備

- 避難体制の整備

##### 在宅避難者に対する支援体制の整備

- 災害時在宅生活支援施設の整備等
- 車中泊対策

##### 避難場所・避難所等の指定

- 避難場所の指定
- 避難所等の指定
- 避難道路の整備

##### 避難所の管理運営体制の整備等

- 避難所の管理運営体制の整備
- 福祉避難所の開設・運営強化
- 被災動物対策の推進

#### 《応急対策》

##### 避難誘導等

- 避難の方法
- 避難指示等の決定等
- 避難誘導

##### 避難場所の開設・管理運営

- 避難者の安全確保
- 避難者への対応
- 避難所等への誘導

##### 避難所の開設・管理運営

- 避難所の開設
- 避難所の管理運営
- 福祉避難所の設置及び運営
- 臨時避難所の開設
- 避難所の衛生管理等

### 対策の方向性と目標

- ◆避難行動や避難場所の位置や役割等を市民等に周知する。
- ◆市民が自宅や周囲で被災を免れた際には、自宅での生活を継続できるよう、自助の防災力を高め、在宅避難者を増やすとともに、災害時在宅生活支援施設の拡充及び施設運営の支援者の確保を進める必要がある。
- ◆Wi-Fi環境の整備や空調設備、充電設備の確保のほか、避難生活環境を向上させるために必要な資機材の確保に努める。
- ◆避難経路については、（仮称）防災区画道路の拡幅整備の誘導や狭あい道路拡幅整備事業を推進し、安全な避難経路の確保を図る。
- ◆避難所運営マニュアルの作成・見直しの実施、避難所運営訓練の実施、福祉避難所開設・運営に向けた体制の確立、避難所備蓄物資の充実等を推進し、避難所管理運営体制の整備を図るとともに、避難所の運営において、要配慮者の参画を推進する。
- ◆ペットの被災対策として、ペットとの同行避難に備えて、避難所での飼育用のケージ・食料・飼育用品等の備蓄を行うよう、防災出前講座や防災訓練等において周知する。

#### ～被害想定（多摩東部直下地震）～

| 被害項目 | 想定される被害     | 被害項目                  | 想定される被害 |
|------|-------------|-----------------------|---------|
| 避難人口 | 最大 29,960 人 | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | 158 台   |

### 具体的な取組

#### 《応急対策》

##### 被災動物対策

- 被災動物の適正管理

##### 在宅避難者等への支援

- 在宅避難者への支援
- 在宅避難者への情報提供

##### 被災者の他地区への移送や受入

- 被災者の他地区への移送
- 他地区からの避難者の受入

#### 《復旧対策》

##### 避難所の管理運営

- 避難の長期化への備え
- 被災動物の適正管理
- 避難所への物資の配送
- 炊き出しの実施
- 避難所の閉鎖と教育施設の再開

##### 在宅避難者への支援

- 災害時在宅生活支援施設の開設・運営
- 在宅避難者・車中泊等の把握と対応
- 在宅避難者への情報提供

## 第1節 現在の到達状況と課題

---

### 1. 避難体制の整備

---

- 避難場所や避難所の周知のため、標識の多言語化を図るなど案内板の更新を実施している。
- 要支援者が安全かつ迅速に避難できるようにするため、災害時の避難支援体制の充実を図る必要がある。

### 2. 在宅避難者に対する支援体制の整備

---

- 市民が自宅や周囲で被災を免れた際には、自宅での生活を継続できるよう、自助の防災力を高め、在宅避難者を増やすとともに、災害時在宅生活支援施設の拡充及び施設運営の支援者の確保を進める必要がある。

### 3. 避難場所・避難所等の指定

---

- 学校の校庭や大規模な公園に加え、協定締結による大学の敷地や災害時協力農地等を避難場所として確保する取組を進めている。
- 災害時協力農地の拡充を図るとともに、耐震性・耐火性が確保された建物で囲まれた広場等を避難場所に指定する等、避難場所の指定を拡充していくとともに、その周知が必要である。
- 避難所については、非構造部材の耐震化を図るなど更なる安全性を確保していく必要がある。
- 一般の避難所での生活が困難な方に対して開設が必要となる福祉避難所の拡充が必要であり、直接避難を可能とする福祉避難所の協定締結を進めている。
- 避難生活環境の向上を図るため、生活様式の変化や多様なニーズ等を踏まえ、避難所の防災機能向上を図る必要がある。

### 4. 避難所の管理運営体制の整備等

---

- 各避難所の運営マニュアルを策定し、避難所運営連絡会の開催、避難所開設運営訓練等を実施し、避難所の管理運営体制の整備に取り組んでいる。
- 避難所運営を担う公助の防災力及び避難所運営を支援する共助の防災力を高めるとともに役割分担を明らかにする等、避難所運営体制の強化を進める必要がある。
- 避難所における健康状態の悪化を避けるため、過密状態の防止や感染症対策を推進する必要がある。

## 第2節 対策の方向性と目標

### 1. 避難体制の整備

- ◆避難行動や避難場所の位置や役割等を市民等に周知する。

### 2. 在宅避難者に対する支援体制の整備

- ◆在宅避難について、そのための事前の備えを含めて防災出前講座や防災訓練等において周知する。
- ◆災害時在宅生活支援施設の利用や支援など、在宅避難者への支援を行う体制を整備する。

### 3. 避難場所・避難所等の指定

- ◆災害時に近隣住民が避難場所として利用できる災害時協力農地の拡充を図るとともに、耐震性、防火性の高い建物で囲われた広場等を避難場所に指定するなど、不足する地域における避難場所の確保に取り組む。
- ◆避難所施設の耐震化等を実施するなど、避難所等の安全化に努める。
- ◆W i - F i 環境の整備や空調設備、充電設備の確保のほか、避難生活環境を向上させるために必要な資機材の確保に努める。
- ◆避難経路については、（仮称）防災区画道路の拡幅整備の誘導や狭あい道路拡幅整備事業を推進し、安全な避難経路の確保を図る。

### 4. 避難所の管理運営体制の整備等

- ◆避難所運営マニュアルの作成・見直しの実施、避難所運営訓練の実施、福祉避難所開設・運営に向けた体制の確立、避難所備蓄物資の充実等を推進し、避難所管理運営体制の整備を図るとともに、避難所の運営において、要配慮者の参画を推進する。
- ◆ペットの被災対策として、ペットとの同行避難に備えて、避難所での飼育用のケージ・食料・飼育用品等の備蓄を行うよう、防災出前講座や防災訓練等において周知する。
- ◆獣医師会と連携して、ペットとの同行避難対策を検討するとともに、ペットの飼い主を特定できるようマイクロチップの装着・情報登録等について周知していく。
- ◆避難所にペットの避難スペースを設定し、原則ケージ内で飼育する。
- ◆被災動物の関係機関との連携強化、災害時の被災動物対策に関する市民への広報・啓発を推進する。
- ◆男女別の更衣室・トイレ・洗濯物干場の設置、授乳室・女性専用室・介護室の設置等、女性・障がい者・高齢者・乳幼児等のニーズに配慮した施設の使用方法を確立する。
- ◆性的マイノリティに配慮した避難所運営のあり方についても検討を進める。
- ◆要配慮者の特性に応じた生活用品や食料等の備蓄を推進するなど、物資の調達体制の整備に努める。

## 第3節 具体的な取組

### 第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 避難体制の整備
- 2 在宅避難者に対する支援体制の整備
- 3 避難場所・避難所等の指定
- 4 避難所の管理運営体制の整備等

#### 1. 避難体制の整備

##### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名   | 内容                                                                                                                                           |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | ○避難体制の整備                                                                                                                                     |
| 市民・地域 | ○避難体制への理解<br>○地域の避難行動の周知や訓練等                                                                                                                 |
| 東京消防庁 | ○区市町村等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施<br>○救急直接通報等の活用<br>○地域が一体となった協力体制づくりの推進<br>○社会福祉施設等と地域の連携を促進                                                       |
| 都総務局  | ○広域避難誘導に関する検討<br>○震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上<br>○避難場所等の周知に関する区市町村との連携                                                                               |
| 都福祉局  | ○区市町村が行う要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援<br>○災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討<br>○緊急通報システムの活用を促進<br>○新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る区市町村への情報提供 |
| 都教育庁  | ○都立学校に対する避難計画の作成等指導                                                                                                                          |
| 都関係各局 | ○各施設における自衛消防訓練内容の充実<br>○在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発<br>○外国人旅行者応対マニュアルの配布<br>○在住外国人のための防災訓練の実施<br>○在京大使館等との連絡体制の確保                             |

##### 1-2. 詳細な取組内容

###### (1) 避難体制の整備(総務部、健康福祉部)

###### ① 避難行動の周知

一時避難場所、広域避難場所、在宅避難、避難所などの役割、避難のタイミング、安全な避難方法、避難時の持ち出し品などについて、地域特性を踏まえ市民に周知する。また、避難指示等

の意味とそれらを市民に伝えるための方法を複数確立し、市民に周知する。

## ②要支援者支援事業の推進

要支援者の適切な避難誘導と安否確認を行うため、要支援者支援事業を推進する。

## ③避難場所標識の整備

市民や市内滞在者等の避難が安全に行われるよう、避難場所標識や誘導標式の整備を推進する。また、外国籍市民や外国人観光客への対策として、標識等について多言語化を推進する。

## 2. 在宅避難者に対する支援体制の整備

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名       | 内容                                                    |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 市         | ○災害時在宅生活支援施設の整備等<br>○車中泊対策                            |
| 市民・地域     | ○災害時在宅生活支援施設の運用方法の把握・訓練等<br>○災害時の車両の使用ルールと車中泊のリスクへの理解 |
| 都総務局、都福祉局 | ○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発                                     |
| 警視庁       | ○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発                    |

### 2-2. 詳細な取組内容

#### (1)災害時在宅生活支援施設の整備等(総務部、生活環境部、子ども政策部、都市整備部)

ライフラインの途絶等のみで建物に被害がなく、自宅が安全で生活が可能な場合は、避難所へ避難するのではなく、在宅での避難生活を行うよう啓発する。また、市民に在宅避難生活に必要な食料や生活必需品などを3日間分以上備蓄するよう啓発するとともに、災害時在宅生活支援施設についての周知も行う。

#### ①災害時在宅生活支援施設の整備

在宅避難を推進するため、自宅近くで炊事及びトイレの利用が可能となる災害時在宅生活支援施設を整備する。

ア 災害時在宅生活支援施設の設置候補地

| 候補地         | 運営主体            |
|-------------|-----------------|
| 地区公会堂       | 地域の町会・自治会等      |
| 公園・児童遊園・広場  |                 |
| 東西多世代交流センター | 地域の町会・自治会等、施設職員 |

イ 災害時在宅生活支援施設に配備する標準的資機材

- ・炊き出し釜（ガスバーナーセット含む。）
- ・スタンドパイプセット（応急給水及び初期消火）
- ・薪 ・テント ・仮設トイレ ・トイレットペーパー

災害時在宅生活支援施設は、地域の被災者支援の拠点となることから、地域の住民などが中心となって運営していくため、事前に当該地域の町会・自治会等と協議の上、指定を行う。また、指定された施設においては、運営に必要なマニュアルを作成し、マニュアルに基づき運営訓練や

資機材の取扱方法の確認等を実施する。

## ②マンション防災

マンションは躯体を耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難なことや、排水管の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることなどから、マンション特有の被害を想定した日常備蓄や携帯トイレ・簡易トイレの備蓄を啓発する。

## (2)車中泊対策

東京都における震災時の車中泊に係る基本的な考え方にに基づき、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、市ホームページ及び安全安心メール等で、予め市民に普及啓発し意識の醸成に努める。

- ア 都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- イ 大地震時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ウ 緊急輸送道路以外の区市町村道も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること。
- エ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること。
- オ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること。

## 3. 避難場所・避難所等の指定

### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名   | 内容                                                                                                                                                                                       |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所の指定</li> <li>○避難所等の指定</li> <li>○避難道路の整備</li> </ul>                                                                                           |
| 市民・地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民は外出中の家族が集合できるよう家族の避難場所に優先順位をつけて複数決定</li> <li>○集団避難ができるよう地域の中の一時集合場所を決め、地域の住民に周知</li> <li>○総合防災訓練等を通じて、避難場所までの避難誘導訓練を実施し、避難場所の周知</li> </ul>     |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防水利の整備</li> <li>○避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認</li> </ul>                                                                                            |
| 都総務局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の基本的な役割の明確化</li> <li>○避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討</li> <li>○避難場所・避難所等の住民への周知</li> <li>○状況に応じた多様な避難行動の推進</li> <li>○避難所等における通信環境等の確保の促進</li> </ul> |
| 都環境局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化</li> </ul>                                                                                                          |
| 都建設局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁の整備</li> <li>○避難場所や救助拠点となる都立公園の整備</li> </ul>                                                                             |

|                   |                                                                                            |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都下水道局             | ○避難場所・避難所等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進<br>○避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を推進 |
| 都デジタルサービス局        | ○避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進                                                            |
| 都各局               | ○都立施設の活用に係る区市町村への協力<br>○指定管理者等の役割の明確化                                                      |
| 東京電力グループ、東京ガスグループ | ○避難道路沿いの施設の安全化                                                                             |

### 3-2. 詳細な取組内容

#### (1) 避難場所の指定(総務部)

##### ① 避難場所の指定

ア 市は、災対法第49条の4の規定に基づき、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定する。また、避難時の役割に応じて、それぞれ広域避難場所及び一時避難場所として屋外施設を位置付けている。なお、風水害時の指定緊急避難場所については、屋内施設を別途指定している。

| 種類       |                                    | 役割                                                                        |
|----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 指定緊急避難場所 | 一時避難場所<br>【災害種別】<br>・地震            | 地震の発生に伴い周辺地域の住民が一時避難を行う場所で、安全確認の後、帰宅又は避難所への移動を行う。                         |
|          | 広域避難場所<br>【災害種別】<br>・地震<br>・大規模な火事 | 大震災時の大規模な火事等から避難に適するオープンスペース。                                             |
| —        | 一時集合場所                             | 指定緊急避難場所（広域避難場所や一時避難場所）に近隣住民が集団で避難するときに住民が一旦集合するところであり、近隣住民自らがあらかじめ決めておく。 |
|          | 災害時協力農地                            | 市と東京むさし農業協同組合との災害が発生した場合の協定に基づき指定された農地。                                   |

イ 効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所等の役割、安全な避難方法について、防災マップの作成・配布や防災訓練の実施等により市民に対し周知する。なお、一時避難場所となる各学校の校庭の鍵については、近くの消防団分団詰所に配備しており、学校長の了解のもと、学校周辺の居住者宅に鍵を配備する。（資料 20801）

ウ 市民が隣接区市の避難場所へ避難することを想定して、市は隣接区市とそれぞれの住民の相互避難についての対応を調整するとともに、市民への周知に努める。

## （2）避難所等の指定（総務部、生活環境部、健康福祉部、子ども政策部、都市整備部、教育委員会）

### ①避難所等の指定

市は、災対法第49条の7の規定に基づき、災害の危険性があり避難した市民等や災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させる施設として避難所を指定している。引き続き、避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

#### 【避難所等の種別】

| 区分    |       | 主な役割                             | 施設                     |
|-------|-------|----------------------------------|------------------------|
| 指定避難所 | 地域避難所 | 災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設 | コミュニティ・センター7施設         |
|       | 学校避難所 |                                  | 市立小中学校22校<br>(一中は校舎のみ) |
|       | 協定避難所 |                                  | 避難所協定締結施設              |
|       | 福祉避難所 | 通常の避難所での生活が困難な方を受入れる施設           | 公設福祉施設及び協定締結施設         |
| 補完施設  | 臨時避難所 | 通常の避難所への避難者が増加し受入れきれない場合等に開設する施設 | 地区公会堂など                |
|       |       |                                  | 市立保育園など<br>(乳幼児世帯専用)   |

### ②避難所施設の安全化等

避難所に指定している建物については、防災上重要な公共建築物に位置づけられている。今後は市新都市再生ビジョンに基づき、老朽化対策や建替え等を計画的に進め、非構造部材の耐震化などにより更なる安全化を図る。

また、避難所における生活環境を向上させるため、充電設備等の導入を進めるほか、空調設備やWi-Fi環境の発災後の運用方法の検討を行い、防災拠点としての機能向上を図る。

### ③福祉避難所の指定

福祉避難所については、以下の区分があることについて事前の周知徹底を図る。今後は、協定の締結を進める中で、施設利用者など事前に登録した避難者の受入れを中心とした福祉避難所の拡充を図る。

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 運営主体 | 避難対象者                                       |
| 市    | 学校・地域避難所等では生活が困難な要配慮者等                      |
| 施設   | 施設利用者など事前に登録した避難者<br>学校・地域避難所等では生活が困難な要配慮者等 |

## （3）避難道路の整備（総務部、都市整備部、都市再生部）

避難場所への避難路となり得る道路の安全化を進めていくとともに、住宅密集地域において、幅員が4mに満たない狭あい道路の防災性を向上するため、狭あい道路拡幅整備事業を推進するほか、(仮称)防災区画道路の整備や建替え等に伴う道路後退整備、市まちづくり条例に基づく開発事業の協議等により避難路の確保を図っていく。

## 4. 避難所の管理運営体制の整備等

### 4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名        | 内容                                                                                                                                                                                                |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の管理運営体制の整備</li> <li>○福祉避難所の開設・運営強化</li> <li>○被災動物対策の推進</li> </ul>                                                                                      |
| 市民・地域      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ペットは、災害時においても飼い主が責任をもって飼育することとし、飼い主は、日頃から飼育動物の被災対策として、自宅における飼育動物との被災生活や同行避難に備えて、食料、飼育用品、飼育用のケージ等を備蓄する</li> <li>○災害時などに飼育動物を預かってもらえる仲間づくりを進めておく</li> </ul> |
| 東京消防庁      | ○避難所の防火安全対策の策定等による区市町村の避難所運営支援                                                                                                                                                                    |
| 都生活文化スポーツ局 | ○東京ボランティア・市民活動センターとの連携による東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など                                                                                                                                            |
| 都福祉局       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援</li> <li>○避難所の衛生管理対策の推進</li> <li>○福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保</li> </ul>                                    |
| 都保健医療局     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援</li> <li>○区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備</li> </ul>                                                                                |
| 都教育庁       | ○避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定                                                                                                                                                             |
| 日赤東京都支部    | ○避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備                                                                                                                                                                         |

### 4-2. 詳細な取組内容

#### （1）避難所の管理運営体制の整備（総務部、生活環境部、教育委員会）

##### ①避難所運営連絡会の設置とマニュアルの作成・見直し（資料 20802）

災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、平常時から「避難所運営連絡会」を設置・開催し、災害発生時に即応できる体制を整えるとともに、避難所運営マニュアルを作成する。

避難所の開設方法、備蓄倉庫内の資機材の確認、避難所の運営方法などについて、実践的訓練やイメージトレーニング等を実施することによりマニュアルを作成・検証する。また、避難所運営連絡会間の情報共有を推進し、マニュアルの見直しを進めていく。

##### ②要配慮者のニーズを踏まえた避難所の設営と運営

高齢者や障がい者、女性・乳幼児等の多様な視点やニーズを踏まえた避難所の設営と運営については、第2部第9章を参照。

##### ③避難所用備蓄品の拡充

コンテナ倉庫のため備蓄スペースが少ない学校については、校舎内に可能な限り新たな備蓄スペースの提供を受け、避難所用備蓄品の拡充を進めていく。

過去の震災等の教訓から、特にニーズが高いとされている、床に敷くマット、パーテーション、

パーソナルテントのほか、女性のニーズを踏まえた生活用品や乳幼児用品、高齢者用品、障がい者用品などを中心に備蓄の拡充を図るとともに、避難所内の感染症予防のため、マスクやウェットティッシュ、手指消毒液等を備蓄する。

また、福祉避難所についても、施設と備蓄スペースを調整の上、備蓄品の拡充を進める。

#### ④飲料水及び非常食の備蓄

災害時の飲料水の応急給水については、上連雀給水所、三鷹新川給水所及び避難所応急給水栓の飲料水を中心に利用する。

避難所については、ペットボトル水と非常食の備蓄を推進する。非常食の備蓄に当たっては、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえた上で、画一的なものだけにならないように努め、また要配慮者、乳幼児や食物アレルギーの避難者等の利用にも配慮する。

### （2）福祉避難所の開設・運営強化（総務部、健康福祉部）

福祉避難所に指定している施設について、使用可能なスペース等を確認し、開設に必要な福祉用品の種類・調達方法を検討する。福祉避難所の開設・運営を担う人員については、協定先等とそれぞれ検討・確認し、マニュアルを作成する。

避難者の事前登録が可能な施設については、個別避難計画の作成とも連動して登録を推進する。また、福祉避難所を利用する可能性がある高齢者や障がい者のケアを平常時から行っている地域包括支援センター等とも連携を図り、運営方法や支援方法等について協議を進めていく。

### （3）被災動物対策の推進（総務部、生活環境部、獣医師会）

獣医師会等関係団体との応援協力体制を推進し、動物用食料取扱店などとの協力体制を構築する。また、獣医師会と飼育動物との同行避難対策について検討するとともに、保護した飼育動物の飼い主を特定できるようマイクロチップの装着・情報登録登録等について周知していく。さらに、被災動物に関わる関係機関と連携し、災害時の被災動物対策に関する市民への広報、啓発を推進し、避難所における飼育動物の飼育場所や飼育上のルールなどについて、避難所運営マニュアルの中で取り決める。

## 第2 応急対策

### 《対策一覧》

- 1 避難誘導等
- 2 避難場所の管理運営
- 3 避難所の開設・管理運営
- 4 被災動物対策
- 5 在宅避難者等への支援
- 6 被災者の他地区への移送や受入

## 1. 避難誘導等

### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名            | 内容                                                                                                                                    |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（指令情報班、避難支援班） | ○避難の方法<br>○避難指示等の決定等<br>○避難誘導                                                                                                         |
| 市民・地域          | ○避難方法の理解                                                                                                                              |
| 東京消防庁          | ○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報<br>○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区市町村への通報<br>○被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報<br>○避難指示等の伝達 |
| 都本部            | ○災対法に規定する知事の役割<br>（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置））<br>○区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整<br>○避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言                                  |
| 都関係各局          | ○区市町村からの要請対応                                                                                                                          |
| 都福祉局           | ○要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整                                                                                                            |
| 都建設局           | ○地すべり等防止法に基づく避難指示<br>○水防法に基づく立退き指示                                                                                                    |
| 警視庁            | ○（区市町村長が避難指示できない場合）警察官による避難指示<br>○住民の避難誘導                                                                                             |

### 1-2. 詳細な取組内容

#### （1）避難の方法（市民）

##### ①避難場所までの避難の流れ

- ア 自宅を出る際には、電気のブレーカーを落とし、ガス栓を閉め、戸締りをする。ヘルメット（なければ帽子）を着用のうエスニーカーを履き、持ち出し品はリュックに詰め、両手を空けて避難する。
- 乳児を連れて避難する際には、ベビーカーに荷物を入れ、乳児を抱っこ又はおんぶして避難する。
- イ 避難の際は車を使用しない。避難の際は、余震による二次被害を防ぐため、周囲の状況に注意しつ

つできるだけ塀や建物から離れ、警察官等の誘導がある場合には誘導に従い、近くの学校等の一時避難場所まで歩く。

ウ 避難をする際には、できるだけ隣近所の人たちと集団で避難する。地域で避難の際の一時集合場所が決められている場合は、そこに集合してから集団で避難を開始する。

## ②一時避難場所での行動

学校の校門等、夜間閉鎖されている一時避難場所の入口の鍵については、最寄りの三鷹市消防団分団詰所で保管しているため、自主防等が鍵を開け、開放する。

避難をする際には、近くの小・中学校や公園等の一時避難場所に避難し、到着後、正確な情報の把握に努めるとともに、家族や近くの人たちの無事の確認を行う。到着した場所が安全であれば周囲の状況が確認できるまで一時避難場所に留まる。

## ③広域避難場所等への避難

地域の延焼火災が拡大している場合など、到着した一時避難場所が危険となった場合には、市が指定した大規模なオープンスペースがある広域避難場所や火災が延焼拡大していない方向の別の一時避難場所に避難する。

# (2)避難指示等の決定等(指令情報班・東京都・警察署・消防署・消防団・自衛隊)

## ①避難状況等の把握

市本部は、防災機関等から被害状況、避難状況など避難の指示等の決定に必要な情報を迅速かつ的確に収集する。

## ②避難指示等の決定（資料 20803）

本部長は、防災機関等から収集した被害情報、避難状況等の情報について報告を受け、本部会議において、避難指示等の発令、避難所の開設等について審議し、決定する。

ただし、市本部の設置前や災害が発生するおそれがある場合において、本部長が避難指示等の決定をすることができないときは、警察官等が避難指示等を実施する。

## ③避難情報等と居住者等が取るべき行動(内閣府「避難情報に関するガイドラインより」)

| 避難情報等  | 居住者等が取るべき行動等                                                                                                             |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> </ul>               |
| 避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難</li> </ul>                  |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> </ul> |

## ④避難指示等の伝達内容

避難指示等を発令した場合は、避難対象区域内の市民等に対して、防災行政無線（同報系）や安全安心メール、市ホームページ、広報車等あらゆる手段を活用して避難対象地域や避難指示等の理由など必要な内容を速やかに伝達する。

### （3）避難誘導（指令情報班、避難支援班、警察署、消防署、消防団）

市及び各防災機関の避難誘導は、次のとおりである。

| 機関名        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市          | 避難指示等を発出した場合、避難支援班は、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、なるべく地域又は町会（自治会）単位を基本に、まずは一時避難場所に指定されている小中学校や公園等の身近なオープンスペースに避難させ、一時避難場所でも危険がおよぶ場合には広域避難場所等に誘導する。この場合、混乱なく迅速、適切に避難ができるよう、要所に避難誘導員を配置する。                                                                                                                                         |
| 警察署        | 自主的に集合した地域住民、事業所職員等は、自主防の会長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、指定された避難場所に避難する。<br>この場合、要支援者等は優先して避難させる。<br>1 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報を行う。<br>2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。<br>3 避難場所においては、所要の警戒員を配置し、各防災機関と緊密に連絡のうえ被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。 |
| 消防署<br>消防団 | 1 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び警察署等に通報する。<br>2 住民の避難が開始された場合には、消防署と消防団が連携して避難誘導にあたる。<br>3 避難の指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所及び住民が避難する道路の安全確保に努める。                                                                                                                                       |

## 2. 避難場所の開設・管理運営

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名            | 内容                                 |
|----------------|------------------------------------|
| 市（指令情報班、避難支援班） | ○避難者の安全確保<br>○避難者への対応<br>○避難所等への誘導 |
| 市民・地域          | ○避難場所の開放・誘導                        |

### 2-2. 詳細な取組内容

#### （1）避難者の安全確保（指令情報班、避難支援班）

一時避難場所においては、周辺の災害状況や火災の延焼状況を確認し、必要に応じて他の一時避難場所又は広域避難場所への移動を行う。

## （2）避難者への対応（避難支援班、指令情報班）

ア 都立井の頭恩賜公園、都立野川公園、都立武蔵野の森公園など、2以上の市にわたって所在する広域避難場所又は2以上の自治体の住民が利用する広域避難場所の避難者への対応については、関係する市区と協議のうえ連携して対処する。

イ 震災時における広域避難場所及び一時避難場所の避難者への対応が必要な場合は、原則として市が行うこととし、避難場所への避難者に対し、事態の推移に即応して、次の措置を行う。

- （ア）避難者の規模及び周辺の被害状況等を勘案し、必要な職員を適切に配置する。
- （イ）情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- （ウ）避難場所の衛生保全に努める。
- （エ）避難指示等が解除となった場合の避難所への移動又は避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導する。

## （3）避難所等への誘導（指令情報班、避難支援班）

災害の状況が安定した後で、原則として市民は自宅へ戻り、自宅の安全確認を行う。市は、必要に応じて避難所に誘導する。

## 3. 避難所の開設・管理運営

### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                                      | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（地域支援班、学校避難所班、避難支援班、福祉支援班、子育て支援班、医療健康班） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設</li> <li>○避難所の管理運営</li> <li>○福祉避難所の開設及び運営</li> <li>○臨時避難所の開設</li> <li>○避難所の衛生管理等</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 市民・地域                                    | ○避難方法の理解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 都本部                                      | ○必要な避難所確保のための区市町村支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 都財務局                                     | ○野外受入施設の開設に向けたテントの調達                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 都福祉局                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所及び福祉避難所開設状況の把握</li> <li>○避難所管理運営に関する支援</li> <li>○避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援</li> <li>○野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整</li> <li>○生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等措置を講じる。</li> <li>○福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援</li> </ul> |
| 都保健医療局                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。</li> <li>○区市町村の避難住民に対する健康相談支援</li> <li>○「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> </ul>                                                                                                                                                                          |

|            |                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>○「食品衛生指導班」による食品の安全確保</p> <p>○避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導</p> <p>○区市町村の衛生管理対策支援</p>                               |
| 都教育庁       | ○都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援                                                                                 |
| 都生活文化スポーツ局 | <p>○東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援</p> <p>○東京都防災（語学）ボランティアを派遣</p> |
| 日赤東京都支部    | <p>○日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分</p> <p>○避難住民に対するこころのケアを実施</p>                                           |

### 3-2. 詳細な取組内容

#### （1）避難所の開設（学校避難所班、地域支援班、避難支援班、各施設要員）

避難場所に避難した被災者のうち、住宅の倒壊や火災等により自宅での生活が困難な市民の生活の場として避難所を開設し、収容、保護する。

##### ①安全性の確認

避難所開設に先立ち、市本部は応急危険度判定員の資格を持つ建築物班職員を派遣する。建築物班職員は施設の被害状況や安全性について確認し、市本部に報告する。ただし、建築物班職員の派遣ができない場合は、施設職員又は避難所運営連絡会が、被害の状況や安全性について目視で確認する。

##### ②市本部への報告

避難所施設の職員、避難所運営連絡会の構成員及び学校避難所班、地域支援班又は避難支援班は、直ちに、市本部が避難所開設を判断するために必要な次の事項を市本部に報告する。

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ・負傷者等発生状況 | ・被災者の避難状況     |
| ・周囲の被害状況  | ・施設の被害の状況や安全性 |

##### ③避難所開設の決定

市本部は、防災機関や参集職員等からの被害情報、施設職員等からの報告等により、必要と判断した場合に、避難所の開設を決定する。

##### ④避難所の開設

ア 学校避難所は、避難所運営連絡会が中心となり避難所を開設する。避難所となる各施設職員及び学校避難所班が中心となり避難所開設・運営を支援する。また、避難所として開設した学校の教職員は、避難所開設の協力・援助を行う。

イ 地域避難所は、避難所運営連絡会及び施設職員が中心となり避難所を開設する。また、地域支援班は必要に応じて開設を支援する。

ウ 協定避難所は、避難所運営連絡会、施設職員、避難支援班が中心となり避難所を開設・運営する。

##### ⑤防災機関への連絡

避難所を開設したときは、速やかに都に報告するとともに、警察署、消防署等関係機関に連絡する。福祉避難所、臨時避難所を開設した場合も同様とする。

##### ⑥避難所開設の広報

避難所を開設したときは、速やかに防災行政無線（同報系）や安全安心メール、市ホームページ及び広報車等により市民に周知する。

## ⑦避難所の開設期間

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、

知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

## （2）避難所の管理運営（学校避難所班、地域支援班、避難支援班）

### ①避難所運営委員会の設置

ア 避難所の開設が決定された場合は、避難所運営連絡会の構成員を中心に、特に、当初の3日間は「避難所運営マニュアル」に従い開設・運営を行う。

イ 開設作業は、作業等が可能な避難者等に対し、散乱物の除去、仮設トイレの設置等、避難所の設営の協力を求めながら、避難所運営連絡会の構成員が中心となり行う。

ウ 運営は、避難所運営連絡会の構成員に避難所への避難者の代表者を加えた「避難所運営委員会」を設置し、避難所の自主的な運営を図る。

エ 避難所の運営における要配慮者等の参画を推進し、多様なニーズ等に配慮して運営する。

### ②本部との連絡体制の確保

市本部と避難所情報、物資調達、応援要員の派遣要請などの情報連絡が適宜実施できるよう連絡体制を確保する。

### ③避難所の区域設定

避難所を開設するに当たっては、避難所運営マニュアルに基づき、区域設定を行う。

ア 避難所区域（避難所として開放する場所）

地震被害の大きさや避難者数にもよるが、必要に応じて次の区画を確保する。

- |            |               |           |           |
|------------|---------------|-----------|-----------|
| ・運営組織活動拠点  | ・ボランティア活動拠点   | ・要配慮者スペース |           |
| ・仮設トイレ設置場所 | ・土足禁止区域（避難部屋） | ・物資保管場所   | ・配給所      |
| ・炊き出しスペース  | ・ごみ置場（分別）     | ・情報掲示スペース | ・被災動物スペース |
| ・洗濯場       | ・物干し場         | ・更衣室      | ・授乳室 など   |

イ 立入禁止区域

ウ 設定に当たっての留意事項

避難所の区域設定に当たっては、次の措置をとるとともに、避難者に周知徹底する。

（ア）各指定区域には、貼り紙をするなどして避難者にも分かるように明示する。

（イ）立入禁止区域には、赤字で掲示するとともに、ロープ等を張るなどして封鎖する。

（ウ）各施設の平面図に、施設全体の区域設定を明示するとともに、分かりやすい場所に掲示する。

（エ）パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保を行い、女性や子育て世帯等、避難者のニーズに配慮する。

（オ）感染症対策としての避難所内のゾーニングを徹底し、健康な避難者と発熱等の症状がある避難者の混在を避ける。

（カ）小中学校等の校庭については、一時避難場所としての使用後は、テント泊スペースとしての利用も可能とし、使用ルール等については、避難所運営委員会において定める。

### ④避難者数等の把握

避難者数、避難者の状況等の正確な把握が避難所運営の基礎となるため、各避難所に保管してある避難

者カード（様式8）を一世帯当たり1枚配布し、必要事項を正確に記入してもらう。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者についてもその状況及び数を把握するよう努めるものとする。

#### ⑤避難者の班編成・居住区画の設定

避難所生活を円滑に行うとともに、人員確認や避難者相互の協力関係にプラスとなるよう、避難所では適宜人数割りをしながら班編成を行い、これにより給水、配食、情報の収集・伝達等は、班単位で行うようにする。

避難所内の居住区画もこの班ごとに定め、できる限り組織的に機能できるように努める。設定された居住区画ごとにパーテーションを設置するなど、避難者にも協力を得て混乱を生じないように留意して行う。

#### ⑥避難者の役割

避難所の開設及び運営が円滑、自主的に進むよう、避難者は散乱物の除去、仮設トイレの設置等、避難所開設及び運営に協力するとともに、避難所運営委員会に積極的に参加する。

避難所運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期移行するよう努める。

#### ⑦避難者への情報提供

避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所Wi-Fiの活用、テレビ・ラジオ等の設置、掲示板の活用、特設公衆電話の設置、ファクシミリ、パソコン等の通信手段の整備を行うものとする。

#### ⑧トイレ機能の確保

被災後、断水した場合は、学校のプール、井戸等で確保した水を使用し水洗機能の維持を図る。

避難所におけるトイレ機能が不足する場合には、仮設トイレの設置及び携帯トイレを活用し対応する。

#### ⑨防火・防犯対策

避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。特に犯罪被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応について意見を聞き、照明の増設など環境整備に努める。

#### ⑩相談窓口の設置

避難所運営委員会は、避難者の不安、疑問等に関する相談窓口を設け、避難所内の環境整備に取り組むなど改善に努める。

#### ⑪諸記録及び報告

避難所の運営管理状況等必要な記録をするとともに、避難所関係様式（様式9）等により、市本部へ報告する。

#### ⑫設備の運用方法の検討

避難所の円滑な運営のため、避難所運営マニュアルに基づき、避難所生活と密接に関連する飲料水・生活用水及びトイレの運用方法を検討する。

#### ⑬要配慮者等への配慮

男女別の更衣室・トイレ・洗濯物干し場の設置のほか、授乳室、女性専用室、介護室の設置など、女性、障がい者、高齢者、乳幼児などの多様なニーズに配慮した施設を設置する。また、要配慮者の心身双方の健康状態に配慮する。

#### ⑭福祉避難所等への要請

避難者のなかに医療や介護を要する高齢者・障がい者等の要配慮者がいる場合は、本人や家族等の希望を聞き、市本部へ福祉避難所への入所の調整を要請する。

#### ⑮公衆浴場等の確保

保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場及びシャワー施設の設置状況を把握し、避難住民に対してその情報を提供する。

### （3）福祉避難所の開設及び運営（福祉支援班）

#### ア 福祉避難所の設置

福祉避難所の開設の決定は、本部長が行う。

#### イ 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営については、施設職員、福祉支援班等により実施する。入所要請があった場合、市本部と各福祉避難所運営委員会（福祉避難所の運営に携わる、市職員、当該施設職員、避難者等により構成）が受入可否の決定を行う。

### （4）臨時避難所の開設（子育て支援班、地域支援班、避難支援班）

避難者が多いなど避難所で避難者を収容しきれない場合、市本部は市立保育園、地区公会堂などに臨時避難所を開設する。その際、市立保育園に開設する臨時避難所は、乳幼児世帯専用とする。

### （5）避難所の衛生管理等（医療健康班、保健所）

#### ①衛生管理

避難所運営委員会は、避難所における衛生管理として、土足禁止区域の設定や避難者の生活環境上必要な物品の確保を行うとともに、避難者に対してトイレの使用方法や感染症予防法等の注意喚起を行う。

また、医療健康班は、保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる市保健活動チームを編成して避難所等を巡回し、避難所衛生管理状況の把握、指導を行うとともに、避難者の健康相談等の必要な保健防疫活動を行う。

更に、市本部は、必要に応じて都の環境衛生指導班と連携し、消毒薬の調達・配付等の感染症予防及び拡大防止対策を実施する。

なお、これらの活動を行うにあたり、保健師等の専門職の人員が不足するときは、他の自治体等からの応援職員を要請して対応する。

#### ②食品の安全確保

避難所運営委員会は、避難者への食事の提供の際、炊き出し、給食調理場及び食品集積場所等の衛生確保に努めるとともに、担当者の衛生指導、避難者への手洗いや食べ残しの処分等の注意喚起を徹底する。

また、市保健活動チームは、都の食品衛生指導班等と連携し、食品取扱管理者の設置促進及び食品衛生管理体制等の確立、食品の品質及び日付管理等の食品衛生指導等を行い、食中毒予防及び拡大防止対策を実施する。

## 4. 被災動物対策

### 4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名      | 内容                                                                                   |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（環境衛生班） | ○被災動物の適正管理<br>○避難所における飼育<br>○災害時における被災動物の保護                                          |
| 市民・地域    | ○避難所における給餌や排泄物の始末<br>○飼い主は飼育動物飼い主以外の人ともコミュニケーションを取り、動物を受け入れやすい環境を構築<br>○飼い主同士が協力した飼育 |
| 都保健医療局   | ○被災動物の保護<br>○関係団体等との連絡調整<br>○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置<br>○避難所等における動物の適正飼養の指導等         |

### 4-2. 詳細な取組内容

#### （1）被災動物の適正管理（環境衛生班、保健所）（資料 20804）

- ア 環境衛生班は、都と協力し、飼い主に対して避難所における被災動物の適正飼育の指導等を行うなど、動物の保護及び環境衛生の維持に努める。
- イ 都に対し必要があれば資材の提供、獣医師の派遣等の支援を要請する。
- ウ 災害後、余震等災害が落ち着いた状態で、自宅での飼育が可能であれば、飼い主に対し、自宅飼育を行うよう促す。
- エ 市本部は、都が都獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して行う飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護活動について協力する。
- オ 災害時に被災した動物は、災害時における被災動物の保護の流れのとおり保護する。

#### （2）避難所における飼育（環境衛生班）

- ア 避難所では、原則として、学校避難所では昇降口など、地域避難所ではあらかじめ決められたスペースを使用し、ケージなどにより収容する。
- イ 給餌や排泄物の始末などは被災動物の飼い主の自己責任で管理する。
- ウ 避難者の中には、動物の好き嫌いやアレルギーを持つ人など、様々な人との共同生活の場であることから、飼い主はコミュニケーションを取り、避難所内で動物を受け入れやすい環境づくりを行う。
- エ 避難所での飼育は、飼い主同士が協力し合って行う。

## 5. 在宅避難者等への支援

### 5-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                | 内容                         |
|--------------------|----------------------------|
| 市（指令情報班、地域支援班、広報情報 | ○在宅避難者への支援<br>○在宅避難者への情報提供 |

| 班    |                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都本部  | <input type="checkbox"/> 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発<br><input type="checkbox"/> 車中泊者等に関する区市町村への情報提供<br><input type="checkbox"/> 必要な避難所確保のための区市町村支援 |
| 都福祉局 | <input type="checkbox"/> 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発<br><input type="checkbox"/> 車中泊者等の情報収集（区市町村）<br><input type="checkbox"/> 避難所管理運営に関する支援         |
| 警視庁  | <input type="checkbox"/> 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発                                                                               |

## 5-2. 詳細な取組内容

### （1）在宅避難者への支援（指令情報班、地域支援班）

ア 災害発生時は、自宅の倒壊や火災により寝泊まりするところがなくなった方以外は、可能な限り在宅避難をするよう呼び掛ける。

イ 発災から3日間を目安に、在宅避難者は自宅での備蓄を活用することを原則とし、必要に応じて避難所の資機材等を活用する。

### （2）在宅避難者への情報提供（広報情報班）

在宅避難者に対しては、防災行政無線（同報系）や安全安心メール、広報車の巡回、掲示板への貼り出し、市ホームページや安全安心メール等を活用し、災害情報・ライフラインの復旧情報・市等の支援情報等の提供を行う。

## 6. 被災者の他地区への移送や受入

### 6-1. 対策内容と役割分担

| 機関名      | 内容                                                                                                                                                                         |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（指令情報班） | <input type="checkbox"/> 被災者の他地区への移送<br><input type="checkbox"/> 他地区からの避難者の受入                                                                                              |
| 都本部      | <input type="checkbox"/> 都県境を越える避難についての調整                                                                                                                                  |
| 都福祉局     | <input type="checkbox"/> 被災者の移送先の決定<br><input type="checkbox"/> 移送先の区市町村との調整<br><input type="checkbox"/> 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保<br><input type="checkbox"/> 区市町村による要配慮者等の移送支援 |

## 6-2. 詳細な取組内容

### （1）被災者の他地区への移送（指令情報班）

ア 本部長は、避難者を避難所に収容できない場合、近隣の非被災地若しくは小被災地又は隣接県への移送について、知事に要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を要請し、後日文書により処理するものとする。

（ア）他地区への移送を要請する理由

（イ）移送を必要とする避難者の数

- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 収容を要する期間
- (オ) その他必要な事項

ウ 移送に当たっては、民間バスを借上げて行うものとするが、必要に応じて、防災機関へ応援を要請する。

エ 他地区へ被災者の移送を要請した場合は、本部長は市本部職員のなかから避難所管理者を定め、当該移送先地区に派遣するよう努める。

## **(2)他地区からの避難者の受入(指令情報班)**

本部長は、知事から他市区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定・開設を進め受入態勢を整備するとともに、市本部職員を派遣して避難所運営に協力する。

## 第3 復旧対策

### 《対策一覧》

- |             |
|-------------|
| 1 避難所の管理運営  |
| 2 在宅避難者への支援 |

## 1. 避難所の管理運営

### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                                | 内容                                                                      |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 市（地域支援班、学校避難所班、避難支援班、子育て支援班、医療健康班） | ○避難の長期化への備え<br>○被災動物の適正管理<br>○避難所への物資の配送<br>○炊き出しの実施<br>○避難所の閉鎖と教育施設の再開 |
| 市民・地域                              | ○避難所の管理運営<br>○物資の管理<br>○炊き出しの実施                                         |
| 都本部                                | ○調達した物資、国・他道府県等から陸上による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送                        |
| 都福祉局                               | ○調達した物資、国・他道府県等から陸上による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送                        |
| 都生活文化スポーツ局、都産業労働局、都中央卸売市場          | ○調達した物資、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送                                     |

### 1-2. 詳細な取組内容

#### （1）避難の長期化への備え

- ア 避難の長期化等必要に応じて、避難所運営委員会に避難者を加えて、避難所の管理運営を継続する。
- イ 避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
- ウ プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- エ 段ボールベッドの調達など、協定締結団体と連携して避難所の環境整備に努める。
- オ 避難所においてボランティアが必要となった場合には、市は市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを要請する。

#### （2）被災動物の適正管理（環境衛生班、保健所）

避難所から保護施設（都動物愛護相談センター）への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。また、他市区町村等との調整について都へ支援要請を行う。

### （３）避難所への物資の配送

- ア 避難所運営委員会は、不足している物資について市本部へ要請する。
- イ 市本部は、本部倉庫や充足している他地区の備蓄物資や国、都及び他の自治体等からの支援物資、協定締結団体への要請等により物資を確保する。
- ウ 市本部は輸送体制を確保し、避難所等へ物資を配送する。
- エ 避難所等に配送された物資は、避難所運営委員会を中心に各施設の物資の集積場所に運び込む。避難所の担当者は、文書、口頭又は市本部との無線交信などにより物資の受け渡しに関する確認を行う。

### （４）炊き出しの実施

避難所では、避難所運営委員会や協定締結団体を中心に各施設の炊き出し設備（調理室や給食設備等）及び備蓄品の釜を使用して炊き出しを実施する。

### （５）避難所の閉鎖と教育施設の再開

- ア 市本部は、地域拠点と連携し、避難者や避難所の状況により、発災後の混乱が落ち着いた段階で、避難所の閉鎖、避難所スペースの縮小及び統合を決定する。特に、協定避難所については優先的に閉鎖する。
- イ 避難所を統合する場合は、地域ごとに統合し、避難者への影響が最小限となるよう考慮する。
- ウ 避難所の閉鎖に伴い、施設の消毒が必要な場合は、施設管理者と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施し、原状回復する。
- エ 避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするが、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

## 2. 在宅避難者への支援

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                  | 内容                                                       |
|----------------------|----------------------------------------------------------|
| 市（指令情報班、地域支援班、広報情報班） | ○災害時在宅生活支援施設の開設・運営<br>○在宅避難者・車中泊等の把握と対応<br>○在宅避難者への情報提供  |
| 市民・地域                | ○災害時在宅生活支援施設の運営                                          |
| 都本部                  | ○車中泊者等に関する区市町村への情報提供<br>○必要な避難所確保のための区市町村支援              |
| 都福祉局                 | ○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発<br>○車中泊者等の情報収集（区市町村）<br>○避難所管理運営に関する支援 |
| 警視庁                  | ○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発                       |

## 2-2. 詳細な取組内容

### （1）災害時在宅生活支援施設の開設・運営（地域支援班）

災害時在宅生活支援施設は、地域の被災者支援の拠点となることから、可能な限り早期に開設することが望ましいが、発災3日後を目安として開設する。開設・運営については施設ごとに定めた「災害時在宅生活支援施設運営マニュアル」に基づき実施する。

ア 市本部は、避難所が開設されており、電気、水道等のライフラインの供給停止が継続している場合、地域拠点を通じて町会・自治会等の地域住民へ開設協力の要請を行い、あらかじめ指定する施設に災害時在宅生活支援施設を開設し、在宅避難者の支援を行う。

イ 災害時在宅生活支援施設では、支援物資の配給、炊き出しによる食事の提供、仮設トイレの提供、市や地域からの情報提供等を行う。

ウ 災害時在宅生活支援施設の運営は、地域の住民が中心となり、自主運営により実施する。

エ 炊き出しの食料や飲料水は、原則として、市本部が協定締結先等から調達し、配分する。

オ 災害時在宅生活支援施設の運営者は、不足する物資や食料等について、地域拠点（へ要請するとともに、可能な限り当該施設利用者数を把握し、地域拠点へ報告する。

カ 地域支援班は、利用者数の報告をもとに翌日以降の災害時在宅生活支援施設への食料等の調達計画を作成する。

### （2）在宅避難者・車中泊等の把握と対応（指令情報班、地域支援班）

在宅避難者への支援物資を確保するため、災害時在宅生活支援施設など配給場所となる拠点で、在宅避難者の場所・人数・生活状況等の把握に努める。

また、車中泊者などの健康面等についての相談・支援などは、現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための対応に努める。

### （3）在宅避難者への情報提供（広報情報班）

在宅避難者への災害情報・ライフラインの復旧情報・市等の支援情報等の提供は、災害時在宅生活支援施設を中心に行うとともに、防災行政無線（同報系）や安全安心メール、広報車の巡回、掲示板への貼り出し、市ホームページや安全安心メール等を活用する。

#### [別冊]

- ・ 資料 20801 「一時避難場所の門扉の鍵を預かる消防団分団」
- ・ 資料 20802 「避難所運営の考え方」
- ・ 資料 20803 「市及び各防災機関の避難指示等」
- ・ 資料 20804 「災害時における被災動物の保護の流れ」
  
- ・ 様式 8 「避難者カード」
- ・ 様式 9 「避難所関係様式」

## 第9章 要配慮者等への支援

### 【本章における対策の基本的な考え方】

#### **要配慮者等への支援の推進**

要配慮者それぞれの特性に応じた配慮事項に即した対策を推進するとともに、要支援者が適切かつ安全な避難行動をとることが可能となるような仕組みづくりや体制の強化を図る。

また、避難所での生活が困難で在宅避難生活を送らざるを得ない避難者に対しての支援のあり方について対策を強化する。

## 第9章 要配慮者等への支援

### 現在の到達状況と課題

- 災害発生時に特に支援が必要となる要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る必要がある。
- 要配慮者に対しては特に寄り添った防災対策が必要となることから、情報伝達体制の見直しや意識啓発、防災行動力の向上などに取り組む必要がある。
- 要配慮者について、特別な配慮が必要な状態かを把握しつつ、円滑かつ迅速に避難できるようにするため、現在の要支援者名簿について活用方法等の見直しを行う必要がある。
- 平時や災害時においても利用可能な管理体制や名簿情報の内容などについて検討を行う必要がある。
- 避難支援の優先度の高い要支援者から個別避難計画を順次作成する必要がある。
- 避難できない在宅避難者についての支援体制についても検討する必要がある。
- 福祉避難所については、より実効性の高い管理運営体制の構築を福祉施設との協定締結を進める中で整理している。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者が安心して避難できるようにするため、福祉避難所以外の避難所においても避難所運営マニュアルの見直しや備蓄物資の見直しなどに取り組む必要がある。

### 具体的な取組

#### 《予防対策》

##### 要配慮者の安全対策の推進

- 高齢者・障がい者の安全確保
- 要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の推進
- 外国籍市民支援対策の推進

##### 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

- 要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築
- 福祉避難所の指定・拡充

##### 要配慮者の避難体制の整備

- 要支援者名簿及び個別避難計画の作成・避難支援等関係者への名簿情報及び計画情報の提供
- 災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の安全確保
- 在宅避難者への支援

### 対策の方向性と目標

- ◆平時より防災会議、避難所運営連絡会等へ高齢者や障がい者及び福祉専門家等の参加を積極的に推進し、要配慮者の視点を踏まえた防災対策の推進を図る。
- ◆インターネット等による情報伝達だけではなく、電話・ファクシミリによる一斉通報サービスの提供を行うことや、防災行政無線の改善、タブレット端末を利用した双方向見守りサービスの検討などにより、情報伝達手段を強化する。また、障がいの特性に応じた情報発信のあり方について検討を進める。
- ◆地域包括支援センターや障がい者団体、民生・児童委員等と連携して防災訓練を実施し、高齢者や障がい者及び支援者の防災行動力の向上を図る。
- ◆MISHOP等と連携し、外国籍市民の防災訓練及び防災教育の実施及び支援に取り組む。
- ◆要支援者の範囲等を定め、要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。
- ◆要配慮者の避難所生活のニーズを踏まえた避難所運営について、避難所運営マニュアルの中に位置づける。
- ◆福祉避難所の円滑な運営を図るため、受入人数や提供できるサービス内容などを検証した上で、各施設の特性に応じた避難所運営マニュアルを作成する。また、福祉避難所協定締結施設等と日頃から連携し、連絡会を開催するとともに、福祉避難所の運営や備蓄品の内容について協議する。

### ～被害想定（多摩東部直下地震）～

| 被害項目          | 想定被害        |
|---------------|-------------|
| 避難者数          | 最大 29,960 人 |
| 災害時要配慮者数（死者数） | 最大 44 人     |

### 具体的な取組

#### 《応急・復旧対策》

##### 要配慮者の避難誘導

- 要支援者対策
- 外国籍市民支援対策

##### 避難所生活等の支援

- 要配慮者の支援
- 災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への対策
- 避難所における要配慮者への配慮
- 避難所運営における女性等の参画
- 避難所における外国籍市民への配慮

## 第1節 現在の到達状況と課題

---

### 1. 要配慮者の安全対策の推進

---

- 災害発生時に特に支援が必要となる要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る必要がある。
- 要配慮者に対しては特に寄り添った防災対策が必要となることから、情報伝達体制の見直しや意識啓発、防災行動力の向上などに取り組む必要がある。

### 2. 要配慮者の避難体制の整備

---

- 要配慮者について、特別な配慮が必要な状態かを把握しつつ、円滑かつ迅速に避難できるようにするため、現在の要支援者名簿について活用方法等の見直しを行う必要がある。
- 平時や災害時においても利用可能な管理体制や名簿情報の内容などについて検討を行う必要がある。
- 避難支援の優先度の高い要支援者から個別避難計画を順次作成する必要がある。
- 避難できない在宅避難者についての支援体制についても検討する必要がある。

### 3. 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

---

- 福祉避難所については、より実効性の高い管理運営体制の構築を福祉施設との協定締結を進める中で整理している。
- 要配慮者が安心して避難できるようにするため、福祉避難所以外の避難所においても避難所運営マニュアルの見直しや備蓄物資の見直しなどに取り組む必要がある。

## 第2節 対策の方向性と目標

### 1. 要配慮者の安全対策の推進

#### 【要配慮者の視点を踏まえた安全対策の推進】

- ◆平時より防災会議、避難所運営連絡会等へ高齢者や障がい者及び福祉専門家等の参加を積極的に推進し、要配慮者の視点を踏まえた防災対策の推進を図る。
- ◆防災対策の検討の場における女性等の参画を積極的に進め、女性等の視点を踏まえた防災対策を推進する。

#### 【要配慮者に対する情報伝達の強化】

- ◆インターネット等による情報伝達だけではなく、電話・ファクシミリによる一斉通報サービスの提供を行うことや、防災行政無線の改善、タブレット端末を利用した双方向見守りサービスの検討などにより、情報伝達手段を強化する。また、障がいの特性に応じた情報発信のあり方について検討を進める。
- ◆外国籍市民に対する情報提供については、M I S H O P の情報拠点化の備えを進めるほか、災害時通訳・翻訳ボランティアの拡充・組織化・技術養成を推進する。

#### 【要配慮者への意識啓発・防災行動力の向上支援】

- ◆地域包括支援センターや障がい者団体、民生・児童委員等と連携して防災訓練を実施し、高齢者や障がい者及び支援者の防災行動力の向上を図る。
- ◆乳幼児を持つ親の会等の活動の中で、子育て世帯の防災対策等についての意識啓発を実施する。
- ◆M I S H O P 等と連携し、外国籍市民の防災訓練及び防災教育の実施及び支援に取り組む。

### 2. 要配慮者の避難体制の整備

- ◆要支援者の範囲等を定め、要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。
- ◆個別避難計画については、心身の状態、世帯状況及び想定されるハザードの状況により、作成の優先度の高い要支援者から作成を進めていく。
- ◆在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」及び市在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業実施要綱に基づき、災害時個別支援計画の策定を推進する。
- ◆平時から福祉施設を利用していない要配慮者の情報把握を行うとともに、地域包括支援センターや各種ケアマネジャー等と連携した在宅における支援体制の構築を行う。

### 3. 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

- ◆高齢者や障がい者等の避難所生活のニーズを踏まえた避難所運営について、避難所運営マニュアルの中に位置づける。
- ◆避難所の災害対策備蓄品等は、高齢者や障がい者等の視点やニーズも踏まえ、整備する。
- ◆女性・乳幼児等の視点やニーズを踏まえた生活必需物資の備蓄を推進する。
- ◆避難生活が長期化した場合、高齢者の介護や健康管理が重要となることから、今後医師会をはじめとする関係団体や関係施設と連携し、必要な対応策の検討を行う。
- ◆福祉避難所の円滑な運営を図るため、受入人数や提供できるサービス内容などを検証した上で、各施設の特性に応じた避難所運営マニュアルを作成する。また、福祉避難所協定締結施設等と日頃から連携し、連絡会を開催するとともに、福祉避難所の運営や備蓄品の内容について協議する。

## 第3節 具体的な取組

### 第1 予防対策

《対策一覧》

- |                          |
|--------------------------|
| 1 要配慮者の安全対策の推進           |
| 2 要配慮者の避難体制の整備           |
| 3 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備 |

#### 1. 要配慮者の安全対策の推進

##### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名   | 内容                                                                                        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | ○高齢者・障がい者の安全確保<br>○要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の推進<br>○外国籍市民支援対策の推進                                  |
| 都関係各局 | ○在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発<br>○外国人旅行者対応マニュアルの配布<br>○在住外国人のための防災訓練の実施<br>○在京大使館等との連絡体制の確保 |

##### 1-2. 詳細な取組内容

###### (1) 高齢者・障がい者の安全確保(総務部、健康福祉部)

###### ① 高齢者・障がい者に配慮した防災対策の推進

平時より防災会議、避難所運営連絡会等へ高齢者や障がい者、社会福祉事業者等の参画を積極的に進め、高齢者や障がい者の視点を踏まえた防災対策の推進を図る。

###### ② 地域における安全対策

###### ア 要支援者支援事業の推進

災対法に基づく要支援者名簿及び個別避難計画の作成を行う。また、同意を得た者の事前の要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に併せて、町会・自治会等と協働で高齢者や障がい者の避難誘導や安否確認を的確に行うための避難支援等の体制を整備する。

###### イ 地域ケアネットワークの推進

市民による「共助」の仕組みである「地域ケアネットワーク」を推進する。

###### ウ 防災意識の普及・啓発

###### (ア) 防災訓練等への参加

総合防災訓練などの実施に当たっては、地域包括支援センターや三鷹市障がい者福祉懇談会等と連携し、高齢者・障がい者や社会福祉事業者等の積極的な参加を呼び掛け、防災行動力の向上に努める。また、防災出前講座の実施による防災意識の醸成を図る。

###### (イ) 情報入手手段の確保の周知

緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人等を日頃からのお付き合いの中から見つけておけるよう啓発事業を推進する。

## エ 重度障がい者への支援

平時の防災対策事業として、火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障がい者や難病患者等に、火災警報器及び自動消火装置を給付する事業（日常生活用具の給付事業）を実施していく。

## オ 高齢者や障がい者の自助への支援

高齢者や障がい者自身も可能な範囲で自助に努められるよう、一人ひとりの状況に応じた支援や助言を行うとともに、介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するよう指導していく。

## ③社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等と地域の連携並びに防災教育や防災訓練の充実の推進を通じて、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等施設自体の防災行動力の向上等により施設の安全対策を推進する。

## （2）要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の推進（企画部、総務部、子ども政策部）

要配慮者等の意見を避難所運営等の防災対策に反映できるよう、平時における防災対策の検討のある、防災会議や避難所運営連絡会等への女性・子育て世帯等の参画を積極的に進め、女性・子育て世帯等の視点を踏まえた防災対策の推進を図る。また、避難所における女性、乳幼児、子育て世帯への対策について、避難所運営マニュアルに明記する。

また、乳幼児を持つ親の会等の集まり等を利用して、子育て世帯の防災対策についての研修会等を開催し、災害時の対応力や備え等について啓発を行っていく。

## （3）外国籍市民支援対策の推進（企画部、総務部）

MI SHOPと市は、防災パートナーシップ協定を締結しており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、同協会の組織的、広域的ネットワークを活用することにより、外国籍市民に対する応急対策を進めるとともに、日頃から予防対策に取り組むこととしている。また、東京都が実施する災害時外国籍市民支援のための防災訓練等の事業に参加し、東京都との外国籍市民支援のためのネットワークを構築する。

MI SHOPと市は、連携して次のような予防対策を実施していく。

- ア 外国籍市民への事前の防災情報の提供
- イ 災害時・緊急時に備えたMI SHOPの情報拠点化
- ウ 外国籍市民の防災訓練及び防災教育の実施及び支援
- エ 外国籍市民が理解できる地図及び防災標識の拡充
- オ 災害時通訳・翻訳ボランティアの拡充、組織化及び技術の養成
- カ 災害時・緊急時対応のための広域的な連携

## 2. 要配慮者の避難体制の整備

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容                                                                    |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 市   | ○要支援者名簿及び個別避難計画の作成・避難支援等関係者への名簿情報及び計画情報の提供<br>○災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の安全確保 |

|       |                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
|       | ○在宅避難者への支援                                                               |
| 東京消防庁 | ○地域が一体となった協力体制づくりの推進<br>○社会福祉施設等と地域の連携を促進                                |
| 都関係各局 | ○区市町村における要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援<br>○災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 |

## 2-2. 詳細な取組内容

### (1) 要支援者名簿及び個別避難計画の作成・避難支援等関係者への名簿情報及び計画情報の提供(総務部、健康福祉部)

市は、災対法第49条の10第1項及び第49条の14第1項の規定に基づき、要配慮者のうち、要支援者について要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

#### ① 要支援者名簿及び個別避難計画の作成

要支援者の要件をアのとおり定める。市は、この要件に基づき、要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。なお、個別避難計画については、心身の状態、世帯状況及び想定されるハザードの状況により、作成の優先度の高い要支援者から作成を進めていく。

##### ア 要支援者の要件

| 要件 | 内容                                                                                 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 75歳以上で一人暮らしの方又は世帯の構成員が全て75歳以上である場合の当該世帯の各構成員                                       |
| 2  | 介護保険制度による要介護度が1若しくは2で一人暮らしの方又は世帯の構成員が介護保険制度による要介護度が1若しくは2である本人を除き全て65歳以上である場合の当該本人 |
| 3  | 介護保険制度による要介護度が3から5までの方                                                             |
| 4  | 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方                                                |
| 5  | 要件3又は要件4の方と同じ世帯に属する方のうち、当該世帯の構成員が要件3又は要件4の方を除き全て75歳以上である場合の当該75歳以上の各構成員            |
| 6  | 難病で避難に際して支援が必要な方                                                                   |
| 7  | その他市長が必要と認める方                                                                      |

##### イ 個別避難計画作成の優先度の高い要支援者の範囲

個別避難計画作成の優先度の高い要支援者については、単身世帯で、いずれかの想定されるハザードの状況に該当し、かつ、いずれかの心身の状況に該当する方が対象となる。社会的孤立の状況については、個別に対応する。

| NO. | 状況    |              | 区分                                                                                                     |                                               |
|-----|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1   | 単身世帯で | 想定されるハザードの状況 | 【浸水エリア】<br>野川流域、仙川流域、神田川流域<br>【土砂災害エリア】<br>大沢地区の一部、牟礼・井の頭地区の一部                                         |                                               |
| 2   |       | 心身の状況        | 要介護度が3から5までの方<br>身体障害者手帳1級又は2級の所持者のうち、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由の方<br>療育手帳（愛の手帳）1度又は2度の所持者<br>精神障害者保健福祉手帳1級の所持者 |                                               |
| 3   |       |              | 社会的孤立等の状況                                                                                              | その他（日中独居や同居する世帯員全員が要支援者など、特別な事情がある方で市に申出をした方） |

#### ウ 要支援者名簿及び個別避難計画の更新

要支援者名簿については、少なくとも年1回以上、要支援者の最新の状況を把握し、更新を行う。更新に当たっては、関係部課と連携し、転出・転入、死亡、障がいの出現等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行う。

個別避難計画については、優先度の高い要支援者から作成を行い、ご本人及び個別避難計画作成者から更新依頼があった場合は随時更新を行う。

#### エ 要支援者名簿の記載事項

要支援者名簿に記載する事項については、次のとおりとし、情報を把握するために、市の関係部課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

| 区分                           | 記載事項                                      |
|------------------------------|-------------------------------------------|
| 災対法で定める事項（第49条の10第2項第1号～第6号） | 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由   |
| 市長が必要と認める事項（災対法第49条の10第7号）   | 避難支援者の氏名、住所、連絡先、市避難支援プランで定める特別な配慮が必要な人の情報 |

## ②名簿情報の提供

#### ア 避難支援等関係者への事前の要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供

市は、災害の発生に備え、要支援者名簿の情報及び個別避難計画情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に名簿情報を提供する。ただし（エ）、（オ）、（キ）及び（ク）への名簿の提供は、管理・担当している地域のみとする。

|                                  |                                                                                                                                               |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前に要支援者名簿及び個別避難計画情報を提供する避難支援等関係者 | (ア) 三鷹警察署<br>(イ) 三鷹消防署<br>(ウ) 三鷹市消防団<br>(エ) 三鷹市の民生・児童委員<br>(オ) 三鷹市内の自主防<br>(カ) 三鷹市社会福祉協議会<br>(キ) 三鷹市内の町会・自治会・マンション管理組合<br>(ク) 三鷹市内の地域包括支援センター |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### イ 避難支援等関係者への災害発生時等における要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、上記アの（ア）から（ク）までに加え、自衛隊等に対して、要支援者の同意を得ずに要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供する。

また、市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者に要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供できるよう、提供先ごとの名簿の整備に努めておく。

### ③平常時の名簿情報の活用

避難支援等関係者は、災害時の避難支援体制の充実を図るため、平常時から声かけなどの日頃の見守り活動等に名簿情報を活用できることとし、要支援者との関係構築に努める。

### ④避難支援等関係者による適正な情報管理

要支援者名簿及び個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、次のとおり適正な情報管理の徹底を図る。

- ア 要支援者名簿及び個別避難計画情報は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供する。
- イ 要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供を受ける避難支援等関係者は、市と要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供、利用及び管理に関する協定を締結し、必要に応じて、要支援者名簿及び個別避難計画情報の受領書、保管届及び誓約書を市に提出する。
- ウ 協定に以下のことについて明記し、避難支援等関係者における要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の管理の徹底を図る。
  - (ア) 災対法第49条の13及び第49条の17の規定により、要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を受けた者及び受けたことがある者に守秘義務が課されていることを、組織内の構成員に十分に説明すること。
  - (イ) 施錠可能な場所で要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の保管を行うこと。
  - (ロ) 組織の内部で要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を取り扱う者を限定すること。
  - (エ) 要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を目的外に使用しないこと。
  - (オ) 許可なく要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の複製を行わないこと。
  - (カ) 使用後の要支援者名簿情報及び個別避難計画情報については市へ返却すること。

### ⑤避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うに当たっては、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、可能な範囲で要支援者に対する支援を行うものとする。

なお、避難支援等関係者及び要支援者の双方に対して、災害時における支援行動や支援の限界等についての理解を得るよう努めるものとする。更に、平時のうちから要支援者に対して、事前の情報提供の同意により災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者の避難支援に対して法的な責任や義務が発生するものではないことを周知し、助けられない可能性があることの理解を得るよう努める。

## （2）災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の安全確保（総務部、健康福祉部、消防署、保健所）

### ①災害時に緊急の対策が必要な要配慮者とは

災害時に緊急の対策が必要な要配慮者とは、人工呼吸器、人工透析、酸素供給装置等を使用している者など難病患者等の医療依存度の高い在宅療養者を言う。

### ②自助による災害対策用品等の準備の啓発

災害に対する準備においては、災害時には公助の実施までに一定程度の時間を要することから、緊急の対策が必要な要配慮者各個人の自助を基本として対応を図ることとし、これらに必要な対策について専門医療機関やかかりつけ医と相談の上、患者又は家族において準備を行っておく。

### ③災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への支援体制の整備

発災後に自助による対応が困難となった際の迅速な対応のため、以下の取組を進めておく。

- ア 災害時に緊急の対策が必要な要配慮者の把握
- イ 災害時個別支援計画の作成
- ウ 搬送方法及び搬送先の確保
- エ 避難所での電源確保、専用スペース等選定
- オ 緊急時に備えた補装具・バッテリー及び非常用電源・呼吸器等必要な資機材の調達方法の検討

## （3）在宅避難者への支援（総務部、健康福祉部）

避難行動を取ることが困難な障がい者や介護保険認定区分の高い高齢者等については、安否確認や在宅避難生活への支援、必要となる情報提供について、平時より地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携して取り組む。

## 3. 要配慮者に配慮した避難所の管理運営体制の整備

### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名  | 内容                                   |
|------|--------------------------------------|
| 市    | ○要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築<br>○福祉避難所の指定・拡充 |
| 都福祉局 | ○避難所管理運営指針の改定や区市町村の避難所運営体制整備の支援      |

### 3-2. 詳細な取組内容

#### （1）要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築（総務部、健康福祉部）

##### ①避難所運営マニュアルの見直し

避難所における高齢者や障がい者への配慮や支援を実施するための方策を、高齢者や障がい者のニーズを踏まえて、避難所運営マニュアルの中に位置づけるとともに、避難所運営連絡会等において、要配慮

者への対応を考慮した避難所運営のあり方についても検討を進める。

特に、避難が長期化した場合の高齢者の介護や健康管理を行うための体制については、医師会をはじめとする関係団体等と連携して検討を行う。

### **②福祉避難所の運営マニュアル作成の推進**

福祉避難所の円滑な運営を図るため、受入人数や提供できるサービス内容などを検証した上で、各施設の特性に応じた避難所運営マニュアルを作成する。

福祉避難所協定締結施設等が、日頃から連携し、連絡会を開催するとともに、福祉避難所の運営や備蓄品の内容について協議する。

### **③要配慮者向け生活用品・食料等の準備**

要配慮者等が避難生活に対応できるように、特性に応じ、それぞれの視点やニーズを踏まえた生活用品や食料等の備蓄や物資の調達体制の整備を図る。

## **（2）福祉避難所の指定・拡充（総務部、健康福祉部）**

平時より社会福祉事業者等との協力体制の構築を図り連携を強化し、協定の締結を進める中で、施設利用者など事前に登録した避難者の受入れを中心とした福祉避難所の拡充を図る。

## 第2 応急・復旧対策

### 《対策一覧》

- |   |           |
|---|-----------|
| 1 | 要配慮者の避難誘導 |
| 2 | 避難所生活等の支援 |

### 1. 要配慮者の避難誘導

#### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名            | 内容                         |
|----------------|----------------------------|
| 市（本部会議班、福祉支援班） | ○要支援者対策<br>○外国籍市民支援対策      |
| 都福祉局           | ○要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整 |

#### 1-2. 詳細な取組内容

##### （1）要支援者対策（福祉支援班）

##### ①発災時等における要支援者名簿及び個別避難計画の活用

ア 避難支援等関係者への要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供

災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある時、市は、事前に作成したすべての要支援者名簿情報及び個別避難計画情報について、状況に応じて避難支援等関係者に提供する。

イ 避難支援等関係者等による避難支援の実施

要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者は、要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に基づき、要支援者の避難支援を実施する。ただし、民生・児童委員、自主防、社会福祉協議会、町会・自治会・マンション管理組合、地域包括支援センター等の避難支援等関係者については、本人及びその家族等の生命及び身体の安全を確認のうえ、可能な範囲で避難支援を行う。

ウ 要支援者への情報伝達

市が避難の指示等を発令した場合、避難支援等関係者は、要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を活用し、要支援者に着実に情報伝達を行うとともに、要支援者の早い段階での避難行動の促進を図る。

エ 多様な手段による情報伝達

市は、防災行政無線（同報系）や広報車による情報伝達のほか、市ホームページ、安全安心メール等、複数の情報伝達手段を有機的に組み合わせて要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達に努める。

##### ②福祉支援班を中心とした対応

ア 高齢者や障がい者については、福祉支援班が中心となり、安否確認を含む状況の把握、避難支援、避難所生活支援、福祉避難所入所などのサービスの提供等に取り組む。

イ 福祉支援班は、各施設、市保健活動チーム、社会福祉事業者等からの情報を一元的に集約するなど、高齢者や障がい者対応に必要な総合調整を行う。

##### ③安否確認と福祉ニーズの把握

ア 障がい者、要介護者、ひとり暮らしの高齢者の安否・所在確認及び避難支援を、町会・自治会、マンション管理組合等の小地域での市民相互の支え合い、更に消防署等関係機関、民生・児童委員、地

域住民、社会福祉事業者等の協力を得て迅速に行う。

- イ 要支援者の適切な支援を実施するため、発災後、2、3日を目処に実態の調査を実施し、福祉ニーズの把握に努める。

#### ④緊急援護の実施

福祉支援班は、要支援者の実態調査の結果に基づき、必要な場合は医師の意見を求めたうえ、直ちに関係機関との協議を行い、緊急援護を実施する。

在宅避難者に対して、ホームヘルプサービス、入浴サービス、介護方法の訪問指導などを必要に応じて実施する。また、避難所での生活が困難で、援護を必要とする避難者又は被災による事情により在宅で十分に介護できない在宅避難者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障がい者入所施設、乳児院等への緊急入院・緊急一時入所を実施する

#### ⑤福祉避難所への振分

学校避難所等において、必要がある場合には、要介護度や障がいの程度、家族の有無、医療行為や医療的ケアの必要性などによるニーズと福祉拠点等の受け入れ可能数を把握し、福祉避難所へ適切に振り分ける。

### （2）外国籍市民支援対策（本部会議班、MISHOP）

MISHOPとの連携により、次のような応急対策を実施していく。

#### ①外国籍市民支援センターの開設・運営

- ア 開設：震度6弱以上又は必要と認める場合  
イ 開設場所：三鷹国際交流センター

#### ②外国籍市民支援センターの役割

- ア 災害情報の収集・提供  
イ 通訳翻訳ボランティアの確保・派遣  
ウ 外国籍市民被災者の安否確認  
エ 避難所等における外国籍市民への情報提供  
オ 外国籍市民からの生活相談  
カ 東京都外国人災害時情報センターへのボランティア派遣要請  
キ 国際交流団体のネットワークを活用した受援

## 2. 避難所生活等の支援

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                               | 内容                                                                                              |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（本部会議班、福祉支援班、医療健康班、地域支援班、学校避難所班） | ○要配慮者の支援<br>○災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への対策<br>○避難所における要配慮者への配慮<br>○避難所運営における女性等の参画<br>○避難所における外国籍市民への配慮 |
| 都福祉局                              | ○避難所及び福祉避難所開設状況の把握<br>○福祉避難所等への福祉専門職派遣による運営支援                                                   |

都保健医療局

○保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。

## 2-2. 詳細な取組内容

### (1) 要配慮者の支援(福祉支援班、医療健康班)

#### ① 避難所生活の支援

- ア 災害時に避難所となるコミュニティ・センター、学校等においては、必要に応じて要配慮者用の居住スペースを確保し、要配慮者の負担の軽減を図る。
- イ 各避難所運営マニュアルに従い、避難所における要配慮者への配慮や支援を実施する。要配慮者対応にはより多くの支援が必要であるため、避難者やボランティアにも協力を求め、実施する。
- ウ 避難所運営に関して高齢者や障がい者等への福祉的配慮などの観点から以下の点に留意する。

#### 【避難所での留意事項】

- (ア) 要配慮者はできるだけ負担の少ない場所へ避難させる。
- (イ) 視覚障がい者、聴覚障がい者への災害情報提供に配慮する。
- (ウ) 避難所での生活が困難な方については、適切な施設へ入所の要請などを行う。
- (エ) 要配慮者に配慮した避難所運営を行う。

- エ 福祉用具の優先供給に関する協定の締結団体等を通じ、要配慮者が避難所で生活するうえで必要な福祉機器の確保を行う。

#### ② 相談窓口の設置

避難所運営委員会は、避難者の不安、疑問等に関する相談窓口を設け、避難所内の環境整備に取り組むなど改善に努める。

#### ③ 医療等の体制

透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、都及び関係機関等との連携による医療体制の確保に努める。

また、心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談の実施や、都の精神相談チーム等によりメンタルヘルスケアを実施する。

### (2) 災害時に緊急の対策が必要な要配慮者への対策(福祉支援班、医療健康班)

#### ① 透析患者等への対応

- ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の中でも血液透析を受けている患者については、災害時にも平時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。市は、透析患者の所在情報提供などで都に協力し、都は、東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。

- イ 在宅難病患者への対応

人工呼吸器や酸素吸入装置等を使用している在宅難病患者などは、専門医療を要することから、災害時は在宅療養の継続又は医療施設などに救護する必要がある。このため、市は医療機関、保健所及び消防署と連携し、災害時における在宅難病患者の医療継続、搬送及び救護の体制整備に努める。

#### ② 避難所における生活の支援

避難所では、電源の安定供給等を確保するなど、当該避難者に必要な専用のスペースを確保するよう努

める。

### ③医療継続体制の確保

市は、医療機関と連携のうえ必要な医療を継続できるように関係機関の調整を行う。

### ④医薬品等の確保

医療機関や薬剤師会と連携して、医薬品や医療資機材の継続的確保に努める。

## （3）避難所における要配慮者への配慮（地域支援班、学校避難所班、福祉支援班、避難支援班）

ア 避難所においては、男女別の更衣室、トイレ、洗濯物干し場、授乳室、女性の専用室等の設置のほか、生理用品や女性用下着の女性による配布など、女性、乳幼児等のニーズに配慮した避難所の設営及び運営を行う。

イ パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など、避難所における安全性の確保を行い、女性や子育て世帯のニーズに配慮する。

ウ 子どもが安全に遊べる空間を確保するとともに、乳幼児のいる家庭用エリアを設定し、子育て世帯の人が互いに相談し合えるような空間を確保する。

エ 女性医師・保健師や女性相談員による相談サービスを提供するとともにその周知に努める。

オ 避難所等において、女性に対する暴力を防ぐため、以下の取組を行う。

（ア）警察など関係機関における警備強化

（イ）性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知

（ウ）安全な環境の整備

（エ）女性への注意喚起（人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合うなど）

カ 妊産婦については、助産師会と連携し、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う。

## （4）避難所運営における女性の参画（地域支援班、学校避難所班）

避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方や性的マイノリティの視点等に配慮する。

## （5）避難所における外国籍市民への配慮（本部会議班、MISHOP、東京都）

### ①避難所における支援

同一国又は同一言語の外国籍市民については、通訳ボランティアの派遣等により生活支援を行っていく。

更に、外国籍市民への様々な情報伝達手段として、各避難所には「災害時に役立つ外国語表示シート」が配備されているので、これらを活用してコミュニケーションを図っていく。

### ②東京都との連携

大災害が発生した場合、東京都に外国人災害時情報センターが設置され、外国籍市民が必要とする情報の収集・提供のほか、東京都災害（語学）ボランティアの派遣、災害情報の翻訳、被災者臨時相談窓口の開設等が行われる。

市本部は、東京都外国人災害時情報センターから外国籍市民が必要とする情報提供を受け、外国籍市民

に伝達する。また、三鷹市災害時外国籍市民支援センターは東京都外国人災害時情報センターに、通訳ボランティアの派遣要請を行う。



## 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

### 【本章における対策の基本的な考え方】

#### **災害時における備蓄物資の確保と輸送体制の整備など**

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・生活必需品等を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給しなければならない。

市は、防災拠点における災害対策用備蓄倉庫を整備し、食料・水・生活必需品等を備蓄するほか、あらかじめ協定を締結するなど物資の確保体制を整えるとともに、都と連携を取り、給水拠点における迅速な応急給水体制を整備する。

また、外部からの救援物資や調達した物資を迅速かつ的確に輸送するため、地域内輸送拠点の整備及び輸送体制を確保する。

## 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

### 現在の到達状況と課題

- 自助の備えとして日常備蓄の考え方が浸透してはいるものの十分ではない。
- 要配慮者等に対する一定の配慮のもとに食料や生活必需品の備蓄を進めるとともに、物資の確保に関する協定締結を推進しているが、避難者の多様なニーズに応えるためには備蓄スペースの問題もあり限界がある。
- 災害時給水ステーション及び避難所応急給水栓の整備が完了している。
- 更なる給水拠点の整備に向けて、災害時在宅生活支援施設へのスタンドパイプセットの配備を進めている。
- 応急給水に必要な資機材の使用法や仕組みについての知識の習得を図り、自助・共助による応急給水が実施可能な環境整備を図る必要がある。
- 市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める必要がある。
- 備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る必要がある。
- 民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進め、発災後の連絡体制、燃料搬送体制、燃料供給を受ける施設等における受入体制の整備・強化を推進し、災害時の円滑な輸送体制の整備・構築を図る必要がある。

### 具体的な取組

#### 《予防対策》

##### 食料及び生活必需品等の確保

- 家庭内備蓄の推進・啓発
- 食料及び生活必需品の備蓄推進
- 災害対策用資機材の備蓄推進

##### 飲料水及び生活用水の確保

- 飲料水の確保
- 生活用水の確保

##### 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

- 災害対策用備蓄倉庫等の充実
- 備蓄物資の推進・管理
- 輸送拠点の整備

##### 輸送体制の整備・構築

- 輸送車両等の確保
- 輸送体制の整備
- 燃料の確保

#### 《応急対策》

##### 食料及び生活必需品の供給

- 食料の供給
- 生活必需品の供給

##### 飲料水及び生活用水の供給

- 応急給水の実施

### 対策の方向性と目標

- ◆市民の家庭内備蓄を推進するための意識啓発・広報を行うとともに、最大避難者数を基準とした発災後3日間分の物資を継続して備蓄する。
- ◆要配慮者の視点にも配慮し備蓄物資の選定を行う。
- ◆災害時給水ステーション及び避難所応急給水栓の応急給水に当たり、市・都の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を検討する。
- ◆市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める。
- ◆備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る。

～被害想定（多摩東部直下地震）～ 避難人口：最大 29,960 人

| 必要項目            | 需要量        | 必要項目 | 需要量  |
|-----------------|------------|------|------|
| 食料（～3日目/4～7日目）  | 10/23 万食   | 毛布   | 4 万枚 |
| 飲料水（～3日目/4～7日目） | 8/15 万リットル |      |      |

### 具体的な取組

#### 《応急対策》

##### 物資の調達要請

- 食料調達計画の策定
- 生活必需品の調達計画の策定
- 都への物資要請

##### 輸送拠点の設置・運営

- 輸送拠点の設置

##### 輸送体制の構築

- 車両調達計画の作成
- 配車手続き
- 車両運行等の記録
- 燃料の確保・供給

#### 《復旧対策》

##### 多様な物資ニーズへの対応

- 多様な物資ニーズへの対応

##### 炊き出しの実施

- 炊き出しの実施

##### 水の安全確保・生活用水の確保

- 消毒指導・飲用可否等の周知
- 避難所等における生活用水の確保

##### 物資の輸送

- 物資の仕分け・配送

## 第1節 現在の到達状況と課題

---

### 1. 食料及び生活必需品等の確保

---

- 自助の備えとして日常備蓄の考え方が浸透してはいるものの十分ではない。
- 要配慮者等に対する一定の配慮のもとに食料や生活必需品の備蓄を進めるとともに、物資の確保に関する協定締結を推進しているが、避難者の多様なニーズに応えるためには備蓄スペースの問題もあり限界がある。

### 2. 飲料水及び生活用水の確保

---

- 災害時給水ステーション及び避難所応急給水栓の整備が完了している。
- 更なる給水拠点の整備に向けて、災害時在宅生活支援施設へのスタンドパイプセットの配備を進めている。
- 応急給水に必要な資機材の使用法や仕組みについての知識の習得を図り、自助・共助による応急給水が実施可能な環境整備を図る必要がある。

### 3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

---

- 市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める必要がある。

### 4. 輸送体制の整備・構築

---

- 備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る必要がある。
- 民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進め、発災後の連絡体制、燃料搬送体制、燃料供給を受ける施設等における受入体制の整備・強化を推進し、災害時の円滑な輸送体制の整備・構築を図る必要がある。

## 第2節 対策の方向性と目標

---

### 1. 食料及び生活必需品等の確保

---

- ◆市民の家庭内備蓄を推進するための意識啓発・広報を行うとともに、最大避難者数を基準とした発災後3日間分の物資を継続して備蓄する。
- ◆要配慮者の視点にも配慮し備蓄物資の選定を行う。

### 2. 飲料水及び生活用水の確保

---

- ◆災害時給水ステーション及び避難所応急給水栓による応急給水に当たり、市・都の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を検討する。
- ◆ペットボトル水の備蓄を推進するとともに、消火栓を活用した応急給水資機材等の整備を図る。

### 3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

---

- ◆市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める。

### 4. 輸送体制の整備・構築

---

- ◆備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る。
- ◆公用車等を緊急通行車両として事前に指定・届出を行う等、緊急時の通行可能な輸送車両の確保に努める。

## 第3節 具体的な取組

### 第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 食料及び生活必需品等の確保
- 2 飲料水及び生活用水の確保
- 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
- 4 輸送体制の整備・構築

## 1. 食料及び生活必需品等の確保

### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                       | 内容                                                                 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 市                         | ○家庭内備蓄の推進・啓発<br>○食料及び生活必需品の備蓄推進<br>○災害対策用資機材の備蓄推進                  |
| 市民・地域                     | ○食料・生活必需品等の家庭内備蓄の推進                                                |
| 都総務局                      | ○都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。<br>○要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築 |
| 都都市整備局                    | ○都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進                     |
| 都福祉局                      | ○広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進                                    |
| 都生活文化スポーツ局、都産業労働局、都中央卸売市場 | ○要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築                                |

### 1-2. 詳細な取組内容

#### (1) 家庭内備蓄の推進・啓発(総務部)

大地震発生後の3日間程度は、市など公助の活動は市民の生命及び身体の安全を守るための活動がその中心となり、食品の流通も一時的に麻痺状態となることが予測されることから、最低3日分以上の食料、水及び生活必需品は市民自らが必ず備蓄することとし、日常備蓄等の意識啓発・広報を実施する。また、水の汲み置き等により生活用水の確保にも努める。

#### (2) 食料及び生活必需品の備蓄推進(総務部)

アルファ米等の長期保存可能な備蓄食料については、市の備蓄及び都からの寄託等により確保し、アレルギー対応やハラル対応をしている製品の備蓄を推進する。

米穀、麺類等については、それぞれの業界団体と締結した協定により確保するための体制を構築する。また、食肉及び野菜等の生鮮食料品については、食肉協同組合や東京むさし農業協同組合等と締結した協定により確保するための体制を構築する。更に、レトルト食品、包装米飯、アレルギー対応食品、離乳期の子どもの食料等の確保に努めるとともに、乳幼児用食料品について

は、アレルギー対応の製品の備蓄を推進する。

生活必需品については、家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者の救護のための毛布、敷物、衛生用品等は市の備蓄及び都からの寄託により確保する。

また、手回し式充電ライト、トイレトーパー、ティッシュペーパー、衛生用品、災害用トイレ等を備蓄するとともに、要配慮者等のニーズに対応した物資を確保する。

### （3）災害対策用資機材の備蓄推進（総務部）

ア 学校拠点及び地域拠点には、炊き出し、排泄、休息・睡眠、照明など避難所生活に必要な資機材を備蓄する。

イ 医療救護所を設置する学校避難所には、避難所対応資機材及び医療資機材に加え、医療救護所の運営に必要な資機材を備蓄する。

ウ 災害時在宅生活支援施設には、在宅避難者自らが日常生活に不可欠な活動を行うための炊き出し用釜、組立トイレなど、必要な資機材を備蓄する。

エ 土のう袋、ブルーシートなど、災害対策に必要な資機材を備蓄する。

オ 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災時の実情を考慮した資機材の確保に努める。

## 2. 飲料水及び生活用水の確保

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名    | 内容                                                                                                                                                                |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市      | ○飲料水の確保<br>○生活用水の確保                                                                                                                                               |
| 市民・地域  | ○自主防による応急給水の実施<br>○家庭内における飲料水・生活用水の確保                                                                                                                             |
| 都総務局   | ○震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）を設置<br>○災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び給水所・配水所において、応急給水に必要な施設や資機材等を整備                                                               |
| 都都市整備局 | ○都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進<br>○防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施                      |
| 都水道局   | ○災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び給水所・配水所において、応急給水に必要な資機材等を管理<br>○災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場(所)・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定<br>○区市町や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施 |

| 機関名 | 内容                                                                                                                              |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>設を整備</p> <p>○区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与</p> <p>○区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備</p> |

## 2-2. 詳細な取組内容

### （1）飲料水の確保（総務部、都市整備部、都、自主防）

ア 上連雀・三鷹新川両給水所における震災時等の市民への応急給水活動については、東京都水道局が給水所において応急給水するための資機材を設置して給水体制を整備し、市が市民に実施する応急給水活動の体制を構築する。

イ 避難所に設置された避難所応急給水栓による給水方法の習熟を図る。

ウ その他の飲料水給水所である震災用応急給水施設6箇所からの給水については、三鷹市管工事業協同組合等、協定を締結している団体との連携体制を確保し、市が市民に実施する応急給水活動の体制を構築するとともに、水道水循環式貯水槽からの給水方法の習熟を図る。

エ 市は、過去の震災の教訓、近年の井戸水の水質悪化及び防災拠点への配水体制などの課題も踏まえ、以下の整備を主として行い、水の確保を図る。

（ア）ペットボトルによる飲料水の配給体制の整備

（イ）消火栓や避難所応急給水栓を活用した応急給水資機材等の整備

（ウ）避難所となる防災拠点への飲料水の配送体制の整備

オ 都は、市や自主防等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、給水所の給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行っている。市は自主防等と連携し、速やかな応急給水活動を実施するための体制を整備する。

カ 震災時の飲料水給水所は、都水道局の2箇所の給水所を含め全8箇所、合計9,430 m<sup>3</sup>が確保されている。この量は、1日あたり1人3リットルとした場合の市民一人あたり（人口を19万人とした場合）約16日分に相当する。

### （2）生活水の確保（総務部、都市整備部）

ア 飲料水と同時に欠くことができないのが生活水であるため、市においても飲料水とは区分して確保・給水する。

イ 市内全小・中学校及び各コミュニティ・センターのプール用水も生活水として利用する。

ウ 市民の協力を得て、民間井戸を震災用井戸に指定する。

エ 井戸水及び貯留式水は、原則として生活水とし、生活水給水所を開設する。

### 3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

#### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名   | 内容                                                                                                                                      |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策用備蓄倉庫等の充実</li> <li>○備蓄物資の推進・管理</li> <li>○輸送拠点の整備</li> </ul>                                 |
| 市民・地域 | ○輸送拠点の整備                                                                                                                                |
| 都総務局  | ○国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。                                                                                               |
| 都福祉局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置</li> <li>○都の備蓄物資を管理</li> <li>○都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築</li> </ul> |

#### 3-2. 詳細な取組内容

##### （1）災害対策用備蓄倉庫等の充実（総務部）

災害時に避難者等に対し迅速な食料・生活必需品・トイレ等の提供を行うため、防災拠点である学校、コミュニティ・センター及び市本部拠点に災害対策用備蓄倉庫を配備しているが、備蓄スペースの不足や想定されるニーズ等の増加により、資機材が配備できていない施設や備蓄スペースのひっ迫が発生している。今後更なる備蓄物資の拡充を図るため、民間施設の借用や倉庫の新規設置等により備蓄スペースの拡充を図るとともに、災害時在宅生活支援施設についても、資機材倉庫の設置を推進する。

##### （2）備蓄物資の推進・管理（総務部）

備蓄量については、都の被害想定における市の最大避難人口を基準とする。食料品については、避難者数の3日間分を目標値と定め備蓄物資の充実を推進する。

##### （3）輸送拠点の整備（総務部、自主防）

ア 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を配送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定する。

イ 学校拠点及び地域拠点等では、地域の物資配給拠点として、避難所運営マニュアルで物資保管場所等を確保するとともに、避難所外避難者への物資の支援については、生活支援施設を拠点とする。

ウ 外部からの救援物資の搬送・受入拠点における受入・仕分け体制等を整えておく。

### 4. 輸送体制の整備・構築

#### 4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内容                                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○輸送車両等の確保</li> <li>○輸送体制の整備</li> </ul> |

| 機関名                               | 内容                                                   |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------|
|                                   | ○燃料の確保                                               |
| 警視庁                               | ○緊急通行車両等の確認                                          |
| 都財務局                              | ○緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認                           |
| 都交通局、都水道局<br>都下水道局、東京消防庁          | ○緊急通行車両（所管関係車両）等の確認                                  |
| 都総務局                              | ○石油燃料の供給体制を整備する。<br>○物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。 |
| 都生活文化スポーツ局、都福祉局<br>都産業労働局、都中央卸売市場 | ○物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。                     |
| 都関係局                              | ○東京都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備<br>○物資輸送に関する訓練の実施    |

## 4-2. 詳細な取組内容

### （1）輸送車両等の確保（総務部）

- ア 緊急通行車両等として使用を予定している車両については、あらかじめ事前届出を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。
- イ 物資の配送のため必要となる車両について、あらかじめ関係機関から調達可能な車両の種類と台数を確認しておく。

### （2）輸送体制の整備（総務部）

- ア 円滑な物資の配送調整、車両調達等が行えるよう、関係機関と連携して、実践的な訓練を実施する。
- イ 民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- ウ 地域内輸送拠点マニュアルを策定し、物資配送のための作業手順について定めておく。

### （3）燃料の確保（総務部）

- ア 都は、石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を、石油製品販売事業者と「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結し、対策を進めている。
- イ 市も一般事業者等との間で燃料の優先的な供給に関する協定の締結を推進するなど、燃料の調達体制の整備に努めるとともに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を啓発し、自家用車等の燃料の日常備蓄を推進する。

## 第2 応急対策

### 《対策一覧》

- 1 食料及び生活必需品の供給
- 2 飲料水及び生活用水の供給
- 3 物資の調達要請
- 4 輸送拠点の設置・運営
- 5 輸送体制の構築

## 1. 食料及び生活必需品の供給

### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名      | 内容                               |
|----------|----------------------------------|
| 市（地域支援班） | ○食料の供給<br>○生活必需品の供給              |
| 市民・地域    | ○避難時の非常用持出袋の持参<br>○家庭内備蓄による食料の確保 |
| 都福祉局     | ○都備蓄物資を区市町村へ放出                   |

### 1-2. 詳細な取組内容

#### （1）食料の供給（地域支援班）

- ア 原則として避難者は各家庭より非常用持出袋を持参の上避難を実施し、持参した備蓄品から消費することとし、不足が生じるときは、各避難所に備蓄している食料を供給する。
- イ 各避難所において食料に不足が生じる場合は、避難所間で調整を図り、調達する。
- ウ 避難者数と食料の供給状況について、各避難所及び各地区自主防本部と市本部は情報共有を図る。市本部は、必要に応じて市本部倉庫や他住区の倉庫から食料を供出する。

#### （2）生活必需品の供給（地域支援班）

- ア 原則として避難者は各家庭より非常用持出袋を持参の上避難を実施し、持参した備蓄品から消費することとし、不足が生じるときは、各避難所に備蓄している資機材を供給する。
- イ 備蓄の不足が見込まれる避難所については、避難所間で調整を図り、調達する。
- ウ 避難者数と生活必需品の供給状況について、各避難所及び各地区自主防本部と市本部は情報共有を図る。市本部は、必要に応じて市本部倉庫や他住区の倉庫から備蓄物資を供出する。

## 2. 飲料水及び生活用水の供給

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名      | 内容                               |
|----------|----------------------------------|
| 市（都市復旧班） | ○応急給水の実施                         |
| 市民・地域    | ○家庭内における飲料水・生活用水の確保<br>○給水用容器の確保 |

| 機関名  | 内容                                                                                                                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都水道局 | <p>○災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水</p> <p>○災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね半径2 km 以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などについて、車両輸送による応急給水</p> <p>○必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水</p> <p>○避難所応急給水栓による応急給水</p> |

## 2-2. 詳細な取組内容

### （1）応急給水の実施（都市復旧班、自主防）

- ア 発災直後は、各自で備蓄している飲料水を中心に活用する。
- イ 飲料水を確保することができない者に対し、発災後3日間を目安として、1人1日あたり3リットルを目安に給水を行う。給水を受けるための容器は、自らが給水所に持参し給水を受ける。
- ウ 各給水所内に都が飲料水給水所を立ち上げ、市が給水を行う。なお、給水所内の指定される区域においては、都職員の参集を待たずに市や自主防等による給水を開始することも可能である。
- エ 避難所が開設された場合は、避難所内の応急給水栓を活用して給水を行う。
- オ 給水を開始したときは、飲料水給水中であることを周知する。
- カ 必要に応じ、避難所周辺の指定消火栓に応急給水用資機材を設置して給水を行う。
- キ これらの方法を用いても飲料水が不足する場合は、都、自衛隊その他関係機関の応援を求める。

## 3. 物資の調達要請

### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名              | 内容                                                                |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 市（指令情報班）         | <p>○食料調達計画の策定</p> <p>○生活必需品の調達計画の策定</p> <p>○都への物資要請</p>           |
| 都本部              | <p>○国・他道府県等との連絡調整</p> <p>○あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請</p> |
| 都生活文化スポーツ局       | ○東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達                                          |
| 都福祉局             | ○状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請           |
| 都産業労働局           | ○米穀、副食品及び調味料を調達                                                   |
| 都中央卸売市場          | ○生鮮食料品を調達                                                         |
| 農林水産省政策統括官付貿易業務課 | ○都からの米穀の放出要請に対応する。                                                |
| 関東農政局            | ○都からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。                                             |
| 関東経済産業局          | ○生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保を行う。                                   |

### 3-2. 詳細な取組内容

#### (1)食料調達計画の策定(指令情報班)

被災者に対する炊き出しに向けて調達計画を策定し、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

#### (2)生活必需品の調達計画の策定(指令情報班)

生活必需品等の確保に向けて調達計画を策定し、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

#### (3)都への物資要請(指令情報班)

生活必需品等の調達の必要が生じたときは、必要に応じて都DISにより都に備蓄物資の放出を要請する。

## 4. 輸送拠点の設置・運営

### 4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名       | 内容                                                                                                |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（地域支援班）  | ○輸送拠点の設置                                                                                          |
| 都本部       | ○国（現地対策本部）との連絡調整<br>○他道府県等との連絡調整<br>○広域輸送基地の開設<br>○広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等<br>○広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送 |
| 都福祉局、都港湾局 | ○広域輸送基地の開設<br>○広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業<br>○広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送                                   |

### 4-2. 詳細な取組内容

#### (1)輸送拠点の設置(地域支援班)

災害時において都等から配送されてきた緊急救援物資並びに調達した食品及び生活必需品等は、次表の集積地に集積し行先別に仕分けし、配送を集中的、効率的に行う。避難所においては、地域支援班から配送される各地からの緊急物資の受け入れを行うための保管場所を確保し、物資が到着したときに用途に応じ仕分けができるよう保管場所の区割りを行うとともに、必要な人員を確保する。人員の確保が困難な場合は、市本部に連絡し、ボランティア等の派遣を要請する。

### 【災害時における食品及び生活必需品等の集積場所】

| 集積地名     | 備考                                                              |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 市民センター   | バイク置場を物資の集積拠点とし、駐輪場及び立体駐車場等を中心とした周辺を積み下ろし場所、仕分け場所、物資配送拠点として使用予定 |
| 第一中学校体育館 | 体育館アリーナを使用                                                      |

また、上記の市の集積場所だけでは不足する場合は、日本郵便三鷹郵便局との災害時の協力に関する覚書に基づき、局内の施設、用地を物資集積場所として提供するよう要請する。

## 5. 輸送体制の構築

### 5-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                                 | 内容                                                                                                                                  |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（本部施設班）                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○車両調達計画の作成</li> <li>○配車手続き</li> <li>○車両運行等の記録</li> <li>○燃料の確保・供給</li> </ul>                  |
| 都本部                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○国との連絡調整</li> <li>○物資等の輸送に必要な車両を調達</li> <li>○都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、石油連盟等に提供する。</li> </ul> |
| 石油連盟、東京都石油業協同組合、東京都石油商業組合、石油製品販売事業者 | ○協定に基づき、災害対策上特に重要な施設や緊急通行車両等に対し、給油を行う。                                                                                              |
| 給油対象施設                              | ○給油の要請、給油作業への協力を行う。                                                                                                                 |
| 都交通局、都水道局、都下水道局、警視庁、東京消防庁           | ○独自に車両調達計画を立てる。                                                                                                                     |
| 関東運輸局                               | ○都財務局の要請に基づき、車両の調達あっせんを行う。                                                                                                          |

### 5-2. 詳細な取組内容

#### （1）車両調達計画の作成（本部施設班）

ア 災害時において各対策部班の所管事務が円滑に実施できるよう、市は、市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を作成する。

イ 各対策部班が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、本部施設班（平常時は契約管理課）が集中管理し、その運用計画を定め、各対策部班に配車する。

ウ 各対策部班からの車両調達請求に対し、まず市保有車両を使用し、次に緊急通行車両として市が届け出ている車両を使用する。それでも車両数に不足が生じる場合は、都本部へ調達あっせんを要請するほか、応援協定締結団体、民間事業者などから調達する。

エ 各所管部において特殊車両が必要なときは、本部施設班と協議の上、市内業者から調達する。

## （2）配車手続き（本部施設班）

- ア 災害時における各対策部班への配車は、各応急対策に支障のないよう、原則として、あらかじめ各応急対策の用途別に定めている車両を配車することとする。
- イ 各対策部班に対する車両の配分は、車両を調達請求した部班との協議により本部施設班が定める。
- ウ 各部班において車両が必要な場合は、車種、積載重量、数量、引渡場所等を明示のうえ、本部施設班に請求する。
- エ 本部施設班は、必要台数を調達し請求部班へ引き渡す。
- オ 市は、災害の状況に応じてあらかじめ業者等に対し、車両の待機を要請する。
- オ 必要に応じ、小売店等の在庫食料の供出のため、配送にあたる車両と人員の提供を商工会など協定団体に要請する。

## （3）車両運行等の記録（本部施設班）

配車車両の輸送記録、燃料の受払い及び修理費等について記録し、その業務完了後、直ちに本部長に報告する。

## （4）燃料の確保・供給（本部施設班）

### ①市有車両の燃料の確保

本部施設班は、車両に必要な燃料を市内業者又は都が指定する業者から調達する。

### ②燃料の供給

- ア 公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量を把握の上、市内の事業者へ燃料の確保を依頼し、供給を受ける。
- イ 燃料の供給が不足し調達が困難な場合は、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うように、都に燃料調達の協力を要請する。

## 第3 復旧対策

### 《対策一覧》

- 1 多様な物資ニーズへの対応
- 2 炊き出しの実施
- 3 水の安全確保・生活用水の確保
- 4 物資の輸送

## 1. 多様な物資ニーズへの対応

### 1-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                          | 内容            |
|------------------------------|---------------|
| 市（地域支援班、学校避難所班、福祉支援班、子育て支援班） | ○多様な物資ニーズへの対応 |

### 1-2. 詳細な取組内容

#### （1）多様な物資ニーズへの対応（地域支援班、学校避難所班、福祉支援班、子育て支援班）

ア 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化するとともに、高齢者、障がい者、女性、乳幼児など避難者の特性によって必要となる物資は異なることから、変化していく避難者ニーズを把握し、物資の確保及び配布を行う。

イ 配給物資の配布については、配給物資の性質や受取り手に配慮して行う。

## 2. 炊き出しの実施

### 2-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                   | 内容                     |
|-----------------------|------------------------|
| 市（地域支援班、学校避難所班、避難支援班） | ○炊き出しの実施               |
| 都福祉局                  | ○区市町村長からの炊き出しの要請に対応する。 |

### 2-2. 詳細な取組内容

#### （1）炊き出しの実施（発災後4日目以降）（地域支援班、学校避難所班、避難支援班）

ア 避難所では、各施設の炊き出し設備（調理室や給食設備等）及び備蓄品の釜を活用し、炊き出しを実施する。

イ 地域支援班は、炊き出し用の食料等について応援協定を締結している米穀商組合より買い受けるとともに、不足する場合は都に要請する。避難所では、地域支援班から配送された食料等の物資受入・仕分・保管・配給を実施する。

ウ 地域支援班は、炊き出しに必要なプロパンガスや薪などを調達し、米穀等とともに各避難所及び災害時在宅生活支援施設に配送する。

エ 各地からの食料の救援の受け入れは、物資の集積場所の市民センター・バイク置き場に集積し、地

域支援班により仕分けた後に各避難所等に配送する。

オ 災害時在宅生活支援施設を在宅避難者自らにより開設し、地域支援班からの配送により食料を供給のうえ、炊き出しを行うとともに、地域支援班から配送された食料等の物資受入・仕分・保管・配給を実施する。

### 3. 水の安全確保・生活用水の確保

#### 3-1. 対策内容と役割分担

| 機関名            | 内容                                        |
|----------------|-------------------------------------------|
| 市（環境衛生班、都市復旧班） | ○消毒指導・飲用可否等の周知<br>○避難所等における生活用水の確保        |
| 市民・地域          | ○家庭における生活用水の確保                            |
| 都保健医療局         | ○状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。 |

#### 3-2. 詳細な取組内容

##### （1）消毒指導・飲用可否等の周知（環境衛生班（消毒チーム））

都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

都環境衛生指導班が飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように都環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

また、ライフライン復旧後は、住民が都環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

##### （2）生活用水の確保（都市復旧班）

###### ①生活用水給水所の給水

生活用水の給水活動については、三鷹市管工事業協同組合等協定を締結している団体との連携体制を確保し、市が実施する。

###### ②震災用井戸（民間）の指定

〔別冊〕 資料 20405 参照

###### ③生活用水の給水体制

ア 避難所が開設された場合の避難所内のプール水使用による給水活動は、各避難所運営者において実施する。

イ 給水を受けるための容器は、自らが給水所に持参し給水を受ける。

ウ 給水を開始したときは、生活用水給水中であることを周知する。

エ 指定された震災用井戸は、井戸の管理者が給水所を開設し、各自で給水して生活用水として利用するとともに、近隣住民に開放する。給水時間帯等のルールについては、近隣住民と協議の上、井戸の管理者が決定する。

## 4. 物資の輸送

### 4-1. 対策内容と役割分担

| 機関名                             | 内容                                                                                            |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市（地域支援班、本部施設班）                  | ○物資の仕分け・配送                                                                                    |
| 都本部                             | ○調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送<br>○国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。 |
| 都福祉局                            | ○調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送                                            |
| 都生活文化スポーツ局<br>都産業労働局<br>都中央卸売市場 | ○調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送                                                         |

### 4-2. 詳細な取組内容

#### （1）物資の仕分け・配送（地域支援班、本部施設班）

地域支援班はどの場所（避難所等）に、どのような救援物資がどの位必要であるかの情報の収集に注意し、絶えず市本部との連携を密にして実施する。配送されてきた緊急救援物資については、食料、生活必需品、その他に仕分けし、外にその内容について明示する。また、保存期限のあるものについては赤書きする。

内容により仕分けされた物資を行先別となる避難所等の拠点ごとに分類し、一目でわかるように明示する。

#### ①集積場所での配送体制

市の要請（指示）により目的とされる避難所等に直接救援物資が届けられる場合も考えられるが、通常は市の集積場所で仕分けられた物資を市保有車両又は市の要請に基づく民間の車両等で配送することになる。そのため、地域支援班は、車両を扱う本部施設班等とも密接な連携をとりながら、輸送手段の確保に万全を期すものとする。

#### ②避難所等での受渡し

避難所等目的地に着いた物資は、各施設職員又は被災者の中からのボランティアや一般のボランティアの協力も求めながら各施設の物資の集積場所に運び込む。その際、文書若しくは口頭又は市本部との無線交信など何らかの手段により、避難所運営組織の長との間で、救援物資の受渡しに関する確認を行うこととする。